

令和2年第7回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和2年12月15日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月15日午前9時0分宣告（第2日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史 5 番 稲 月 敏 子</p> <p>6 番 植 田 い ず み 7 番 山 口 昌 亮</p> <p>8 番 森 田 勝 9 番 山 田 仁 樹</p> <p>1 0 番 窪 和 子 1 1 番 下 中 一 郎</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	4 番 井 戸 太 郎
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 大 辻 孝 司</p> <p>政 策 推 進 課 長 巳 波 規 秀</p> <p>総 務 防 災 課 長 川 西 貴 通</p> <p>税 務 課 長 橋 本 雅 至</p> <p>住 民 生 活 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>観 光 産 業 課 長 島 野 千 洋</p> <p>都 市 建 設 課 長 今 田 良 弘</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>政 策 推 進 課 主 幹 酒 井 智 志</p> <p>政 策 推 進 課 主 幹 福 井 伸 幸</p> <p>総 務 防 災 課 主 幹 松 本 光 弘</p> <p>総 務 防 災 課 主 幹 山 崎 孔 史</p> <p>税 務 課 主 幹 西 岡 亨</p> <p>住 民 生 活 課 主 幹 浅 井 利 育</p> <p>健 康 保 険 課 主 幹 南 佳 子</p> <p>観 光 産 業 課 主 幹 井 上 嘉 久</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹 浦 井 久 嘉</p>

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主 幹 主 査	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 大文字 睦 美
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	1 2 番	馬本 隆夫	1 休耕地・遊休農地の活用を 2 公共交通空白地域解消へ 3 住民説明会の充実を 4 生駒市との相互連携について
2	6 番	植田 いずみ	1 こども園の待機児問題について 2 多胎児妊産婦の支援について 3 メガソーラー建設の有害鳥獣に与える影響について
3	1 1 番	下中 一郎	1 平群町ポイ捨て等の防止条例について 2 相互応援協定の締結について
4	2 番	長良 俊一	1 令和3年度の平群町内の学校現場のあり方について 2 令和3年度の一般会計について
5	5 番	稲月 敏子	1 水田、稲作の保全について 2 子どものインフルエンザ予防接種に助成を

令和 2 年 第 7 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 2 年 1 2 月 1 5 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和2年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、4点、大きく通告しておりますので、よろしく行政側のほう、簡単明瞭に御答弁お願いを申し上げます。

まず1点目につきまして、休耕地・遊休農地の活用を。斑鳩町では岡本、東里、西里、三井、法隆寺東など5か所のエリアに歴史的景観と自然環境や田園風景が一体となった斑鳩の里の風景・景観を保全するため、景観形成の一環として農家の方々の協力を得ながら約6,000平方メートルの休耕地を生かしたコスモス畑が栽培され、町のPRに取り組んでおられます。

遊休農地の発生防止・解消になるように向けて農業委員会に関する法律が改正されました。平成28年4月1日に施行されました。農業委員会においては農地等の利用の適正化の推進が重要な必須事務として明確に位置づけをされました。

本町では遊休農地の防止・解消に向け、5年計画をされ、毎年1年間で0.5ヘクタールの遊休農地解消を目標として実施されております。遊休農地の解消計画は、平成30年7月の農地面積は487ヘクタールに対し、遊休農地面積は15.8ヘクタール、遊休農地の割合は3.24%であります。3年後の目標値として、平成33年7月は管内の農地面積487ヘクタールに対し、遊休農地面積は14.3ヘクタール、遊休農地の割合は2.97%。5年後は、

平成35年7月は管内の農地面積487ヘクタールに対し、遊休農地面積は13.3ヘクタール、遊休農地の割合は2.79を目標に計画をされております。

休耕地とは耕作を一時的にやめている田んぼを言います。また、遊休農地としては、現在そして将来的に耕作の見込みがない農地のことなどと位置づけをしております。

そこで、提案といたしまして、平群町は古代豪族平群氏の本拠地として、烏土塚古墳や西宮古墳などが分布。奈良時代の皇親政治家、長屋王夫妻のお墓、聖徳太子が毘沙門天を感得した信貴山や役行者の修行地、千光寺などが所在し、また在原業平も十三峠を越えて八尾の女性の元へ通ったという歴史があります。また、戦国時代においては松永久秀の信貴山城、嶋左近の椿井城なども築城されている。ということは、本町は歴史的な宝庫でもあります。平群町歴史探訪の4ルートのハイキングコース等に農家の方々の協力を得ながら、遊休農地、休耕地を生かして、春はレンゲ、秋にはコスモスなどを栽培して、町のPR並びに休耕地・遊休農地解消に取り組むべきと思いますが、いかがお思いますか。

2点目。公共交通空白地域解消へ。現在運行されているコミュニティバスの場合、住民にとって行きたい場所までは行けない、乗りたい時間帯にバスがない、バスの本数が少ない、バス停まで行けないなど、特に高齢者の方が不便を感じておられましたので、住民が安心して元気に暮らすことができる平群町福祉施策の一助として、住民のニーズに合った、利用しやすい予約制乗合タクシー運行、デマンドを導入すべきと平成25年3月議会で初めて提案をいたしました。その後、定例議会ごとに地域密着型公共交通体制の予約制乗合交通、デマンドの導入をすべきであると訴えてまいりました。今回でこの質問、一般質問については30回目を迎えるわけでございます。

デマンドタクシー導入検討スケジュールにおきまして、6月議会から9月議会までの進捗状況と今後の取組では、6月18日に地域公共交通会議で住民の意向調査案を提案し、承認されました。9月25日予定の地域公共交通会議で分析結果報告と併せて方策案を再提案し、了承を得る方針である。また、7月21日に介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会に住民意向調査の集計速報値を報告。しかし、詳細については協議が行われなかった。

次回、10月15日の予定の同委員会で詳細について協議を行い、方針案に基づいて承認を頂く予定でありました。その後、9月25日に開催されました地域公共交通会議で導入が承認をされ、また、10月15日に開催されました介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会において導入が承認をされました。高齢者福祉対策に対する2団体の御理解と御支援のおかげであり、感謝を

しております。また、町長並びに担当職員さんにも改めて感謝を申し上げます。

最重要でありました財源の確保の見通しもつき、今後は来年10月の試行運行に向けて具体的に実施しなければなりません。そこで、質問いたします。

第1、導入スケジュールについて住民説明会などのような説明会を実施される予定ですか。また、来年4月頃を予定されています。運行までに間に合いますか。

2点目、2団体の協議の内容で導入に向けての要望等の御意見はございましたか。

3番目、今回の試行運行は2団体の協力の導入でありましたが、本来は町の施策として運行すべきであると思います。町長のお考えをよろしくお願いを申し上げます。

続きまして3点目。住民説明会の充実を。住民説明会やタウンミーティングの設置目的は、町長は町行財政の状況と課題について説明責任を果たすとともに、住民の生の声を聞かせていただき、住民ニーズの把握と町政の理解を頂くことを目的として行われております。また、過去の実施状況では、平成19年8月11日から9月29日の間に8地区別に財政全般、財政健全化計画などを議題として開催されました。延べ634人の住民が参加され、当日の質問者は77名で、また意見感想文の提出は238人がおられました。また、会場によっては設定時間をオーバーするほどの活発な最初の住民説明会となりました。

その後、平成20年度では11月15日から30日の間に4地区別にわたり財政全般、財政健全化計画などを議題として開催、延べ199人の住民参加、当日の質問者は37人で、意見感想文提出者は42名でありました。

また、平成21年度は新型インフルエンザ流行により中止となりました。

平成22年度では財政全般を議題として、2回開催され、延べ56人の住民参加、当日の質問者は13人、意見感想文は12人の方でありました。

平成23年度は町政全般を議題として2回開催され、延べ78人の住民参加、当日の質問者は18人、意見感想文提出者は22名であります。

平成24年度では町財政全般を議題として2回開催され、延べ69人の住民参加、当日の質問者は19人、意見感想文は21人の方がおいでになりました。

平成25年度では町政全般を議題として2回開催、延べ64人の住民参加、当日の質問者は10人、意見感想文提出者は20人でありました。

平成26年度は町政全般を議題とされ、2回開催、延べ96人の住民参加、当日での質問者は21人、意見感想文提出者は32人。

平成27年度では町政全般を議題とし、1回開催、108人の住民参加、当日の質問者は10人、意見感想文提出者は28人。

平成28年度は町政全般を議題とされ、1回開催されました。延べ85人の住民参加、当日の質問者は10人、意見感想文提出者は22名。

平成29年度では、これも町政全般を議題として1回開催され、80人の住民参加、当日の質問者は7人。意見感想文は22人。

平成30年度は3回開催されました。1回目は5月19日に文化センターを議題とされ、また2回目は9月1日に駅周と財政を議題に、3回目は例会であります11月17日に町政全般を議題とし、延べ320人の住民参加、当日の質問者は21人、意見感想文は32名でございました。

令和元年度では1回開催され、86人の住民参加、当日の質問者は11人、意見感想文提出者は19人。

令和2年度は、今年でございますが、新型コロナウイルス流行により中止となりました。

平成19年度から令和2年度のこれが実施状況であります。

住民説明会を開催するに当たって、まず段取り八分、仕上げ二分。住民説明会の成否は事前の準備で私は8割決まる。なぜならば、日時や場所設定、集客のための周知、配付資料の精査、説明方法などの検討など、説明会の大枠は、ほぼ事前に決まってしまうからです。また、説明のスピードが早過ぎたり、住民になじめない専門用語が多用するなど、住民の目線を意識できていない説明会はNGであります。職員の態度がぶれてしまったり、論点がぼやけてしまったりしても説明会は混乱をしてしまいます。

住民説明会は目的ではなく手段であります。住民説明会は開催したという事実ではなく、どのような意見が出され、それをどのように行政に生かすかが重要であります。テーマに直接関係ない意見でも排除するのではなく、この意見を少しでも事業に生かせないかという姿勢で臨んだほうがより生産的であります。住民説明会は住民の意見を直接聞くことができる重要な手段であります。

そこでお聞きいたします。住民説明会の当初、初年度は634人参加に対し、現在、町政全般を議題とした住民説明会は100人を切る参加しかありません。

そこで、1番、開催参加数減の要因は何でありますか。

2点目、今後の施策はどのようにお考えですか。

続きまして4点目でございます生駒市との相互連携について。平成22年6月17日に生駒市と平群町は、両市町が設置する体育施設、井出山屋内温水プールと本町の総合スポーツセンターウオータープールの相互利用を行うことにより、住民の健康保持増進を図ることを目的に協定をされました。その後、平成26年11月13日に両住民にとって利便性の高いサービス提供に資することを目的とする生駒市の体育施設の増と新たに図書館、そして衛生施設、し尿

処理施設の利用、また平群町では体育施設の増と新たに図書館、そして衛生施設の野菊の里が利用できる協定がされました。

なお、平成26年11月13日付で締結いたしました両市町の、市と町の相互連携に関する協定書に基づき、衛生施設のエコパーク21と野菊の里斎場相互利用に関して覚書が締結されました。目的は生駒市のエコパーク21で平群町内のし尿及び浄化槽汚泥を処理すること、及び平群町が設置する野菊の里斎場火葬棟において、生駒市民が平群町民と同様に利用できることが定められております。

エコパーク21の相互連携では、詳細では、まず1番、対象となる搬入物は平群町内で収集されたもの。2、搬入開始時期は平成28年4月1日から。3、処理費用で1トン7,500円。消費税及び運賃は含まれない。しかし、当時の平群町処理費の半額でありました。

また、野菊の里斎場での相互連携では、第1に使用料では平群町民と同額とする。また、2番として、利用開始時期は平成27年4月1日からということであります。3番目、利用者の範囲では、人体火葬は生駒市の住民票を有していること、また、動物火葬については飼い主が生駒市の住民票を有し、収骨なしとする場合。4点目は、利用条件では、人体火葬は生駒市の利用は1日2体までとすることが基本事項でありました。

生駒市と平群町がこの各行政分野において相互に連携することにより、それぞれ住民にとって利便性の高いサービスの提供ができるものであります。今後も相互連携の拡大について検討すべきであります。

そこで提案をいたします。生駒市議会の録画中継では市営火葬場の在り方について議論されておりました。現在の生駒市営火葬場所在地は東菜畑、人体火葬炉5基、駐車場5台、昭和47年供用開始、現に至っております。現在の平群町野菊の里斎場の敷地面積は1万9,655平米、約5,950坪、都市計画法に基づく火葬・葬祭施設として位置指定されています。駐車場は68台、人体火葬炉が3基、動物炉が1基であります。平群町は将来を見据え、現火葬棟に人体炉を新たに2基設置できるスペースを持っております。平成17年4月1日に供用開始、現在に至っております。議論されている内容を聞いていて私は、それぞれの住民にとって利便性の高いサービスの提供に資することを目的とする相互連携ならば、例えば、本町の火葬炉の増築協定、また、将来を見据えた広域化など、平群町から生駒市へ提案することが大切ではないかと思っておりますが、行政はいかがお考えですか。

以上、大きく4点について質問いたします。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、馬本議員の一つ目、休耕地及び遊休農地の活用についての御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、遊休農地の発生防止・解消については、農業委員会法の改正により、農業委員会業務の中でも重要な業務として位置づけられております。平群町農業委員会におきましても、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんにより、日々、遊休農地の発生防止・解消に努めていただいているところでございます。

斑鳩町の例につきましても確認しましたところ、中宮寺跡史跡公園や法輪寺、法起寺周辺の観光客誘致を目的としてコスモス等の景観作物栽培を農家である土地所有者に委託しているとのことでした。

平群町におきましても、道の駅くまがしステーションからバイパスを挟んで反対側の平等寺地区の農地にて、平成20年より町内ボランティア団体の協力の下、レンゲなどの景観作物の栽培を行ってまいりました。現在、御協力いただいていたボランティア団体については解散しておりますが、土地所有者が個人的に継続して、同じく景観作物を栽培していただいております。

また、町内ハイキングルートの整備と維持管理につきましても、地元自治会や地元ボランティア団体に委託しているところですが、これらのハイキングルート周辺において、不整形で小さい区画の農地など耕作不便な農地で遊休農地化している箇所などは放置していると山林化していくこととなりますので、景観作物を栽培することは観光客誘客にもつながりますし、レンゲやクローバーなどは土壌の改良効果もあることから、地元自治会、ボランティア団体や土地所有者にこのことを提案し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

どこも日本全国、要するに遊休農地、それと休耕地の増は大変な施策ということで国の法は改正されます。遊休農地、それと休耕地の解消、防止をするためにということで、平群町におきましても、今、島野課長がおっしゃいました農地利用適正化推進委員さんが、4名ですか、平群町におられるということで、日々努力していただいているわけですが、今回私の提案させていただいた問題は要するに、極端に言うたら4ルート、まして平群は特に歴史的な宝庫

の町でもございますんでね、いろんな方が平群町に来ていただいて、平群町をより一層楽しんでいただく、また平群町ということを知っていただくためにもね、ひとつこういう政策、特に課長がおっしゃいましたレンゲとか、それとクローバーですか、これは植えることによって農地がよくなると、より一層ということで、そういう論文もありますのでね、今後、今回、私が提案させていただいたのは初めてでございますので、今後、今おっしゃっていただいたように、町として検討してまいりますということをおっしゃっていただきましたので、各市町村、いろんなところもひとつ御参考にされまして、ひとつ御検討を再度お願いしたいなというふうに思いますので、御答弁いただけますか。よその市町村も参考にするとということになればいろんな提案も出てくると思います。その点どうでございますか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

お述べのとおり各市町村でそれぞれいろいろな施策やられてるというふうにご考えております。レンゲ、クローバーに関しては、先ほども申し上げたとおり土壌改良効果というのもございますので、遊休農地とはいえ農地を適切に守っていくということにもつながるかと思っております。他の市町村の例なども参考にしながらですね、レンゲ、クローバーなんかは種子がさほど高価でもないということもございますので、今後研究してまいりたいと考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

今回の提案は私、初めてさせていただいた提案でございますので、ひとつ、再度また今後機会がありましたら質問させていただきますので、よろしく御検討、調査研究をしていただきますようお願いを申し上げます。

この質問についてはこれで結構でございます。

○議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、馬本議員、大きな2点目、公共交通空白地域解消へについてお答えをさせていただきます。三つの項目について御質問いただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございます。運行実施に係る住民への説明会は、来年、令和3年度予算可決後、令和3年4月以降に精力的に実施する予定をしております。実施方法といたしましては、コロナ禍における開催となりますが、3密を避け、可能な限り感染症対策を執り行いながら、大きく小学校区単位での実施や長寿会などの各種団体の総会などの場での実施、また、出前講座方式において依頼があった団体への実施などを予定しております。その説明会の際には、事業の説明と同時に利用登録を併せて受け付ける予定といたしております。本事業は新しい事業でもあり、その利用方法などについて、住民の皆様にはなじみもなく、多々疑問もあろうかと思われまじ、また利用登録も必要となりますので、事業開始予定時期である来年10月までに十分にその周知が図れますよう、説明会だけではなく、あらゆる媒体を駆使して、徹底してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の御質問でございます。地域公共交通会議ではデマンドタクシーの運行時間や運行範囲について実証運行後に見直す考えがあるのかとの御質問があり、事務局といたしましても、事業の課題や問題点を見いだすために実証運行するのであって、それらを解決するため、改めて検証、検討し、この会議にも諮りながら総合的に判断し、住民にとって一番有意義な方策を見いだしてまいりたいと回答したところでございます。

また、介護保険事業として実施する上で、デマンドタクシーによるフレイル予防により実効性を持たせるよう、外出を促す取組を併せて実施検討する旨の御指摘を頂きました。さらにデマンドタクシーと併せて既存の公共交通もより一層の乗車率向上に向け、その方策検討や工夫を凝らす努力を行うよう御意見を頂戴したところでございます。また、介護保険事業計画・高齢者福祉計画等策定委員会では、運行車両について、セダンタイプではなくワゴンタイプで多くの人数を乗車させてはとの御提案と隣接する近畿大学医学部奈良病院や西和医療センターへの運行範囲及び運行時間拡大といった要望を頂いたところでございます。

続きまして3点目につきまして、町長のほうから答弁させていただきます。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、3点目の町の施策として取り組むべきかの質問に私のほうからお

答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、65歳以上の方々から頂く介護保険料に頼らず、町が財源を確保して、一般施策として実施することが望ましいというふうには考えております。しかしながら、平群町の財政状況を鑑みれば実施することは非常に困難であることから、今回、介護保険での事業とさせていただいたところがございます。今後、町財政が好転した場合は一般施策として実施すべきだと考えております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

1点目につきましては、今年の4月24日現在の、令和3年10月開始デマンドタクシー導入検討スケジュールというところで皆に資料を頂きました。そこで、住民説明会、これが一番大事でございまして、そこで質問、あえてさせていただいたわけでございます。そこでいろんな意見、今後は出るは別として、2団体における公共交通会議並びに介護保険の策定委員会計画もされてる。今度、令和の3年度に向かったの策定委員会の計画をいろんな財政的なもんで御支援頂くわけなんでございますが、その意見はどうかということで、ちょっとあえてお聞きをいたしました。その中でどうやということでもあります。その前に果たしてこのスケジュールどおりにいくのかなというのが非常に不安になりましたね、あえて質問したのはそこでございます。

1点目については、あらゆる媒体を利用しながら説明会をしていくと。まあええことやと思うな。それと、もう一つは、そこへ来ていただいた方に登録をしていただく。これはなかなかええ案やなというふうに私は今、感じました。それは全くそのとおりで、説明会イコール、お越しになってる65歳以上、参加された方に対して登録をしていただくということはいいことであります。

そこで、1点目。スケジュールの説明会で、もしもスケジュールに対して説明会に来られなかった人、その方々をどのように対応していくのか。これを次、答弁していただけますか。

2点目、今2団体の団体の協議内容でということで、先ほど言いましたけど、いろんな意見あったと。要するにセダンからはワゴンにしてはどうかとか、医療機関を拡充してはどうかとかいうお話もありましたけど、僕は思うのはまず走らす、実証運行する。それによっていろんな問題点がより、住民の要望とかいろんな問題が私は出てくると思います。まず走らすことが、実証運行することが基本ではないかなというふうに思います。今後そういうことでこの件については、よろしくお願いいたします。

町長も先ほどおっしゃったように、じゃあ65歳以上の今度デマンドタクシーについては、私はいつも、常に、前も言いましたように一般財源であるのが本意やと。けれども、介護保険の、65歳やからといって介護保険の財源を代用していただくというのはクエスチョン。介護事業としては一定理解はできるけれども、それは町施策ではないんちゃうかなというふうに言っていましたけど、常に出るように財政、平群町、大変な時期でございます。今回、先ほどおっしゃったように、町長、その財政ね、介護保険、今度そのお金を運用させていただくに当たってね、運用していただくことができる、これはそら運用してよかったなというふうな財政運営をお願いしたいなと、介護保険の財政運営ですよ。ひとつよろしくをお願いしたいなと思います。また、今度は財政が好転したら一般施策ということで実施していきたいという旨をおっしゃったが、私はそのとおりだと思います。今後ひとつよろしくをお願いしたいなと思います。

じゃ、1点目について再度御答弁をお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

説明会を開催しまして来れない方への対応をどうするんだという御質問やっやと思うんですけども、来れない方のいろいろ理由もございます。何らか説明会をしますので、そういった御案内をするなり、また、ただちょっと今、コロナということですね、出向いて接してしゃべるといのがなかなか難しい世の中になっておりまして、その辺もございます。電話等、また郵送、メール、いろいろ媒体を使いながら、そういう方と接していけるように工夫をしながら、説明できるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

一つの案としてね、案としてですよ、先ほど出前講座云々という話もありましたけどね、後でまた出てくると思いますが、地域地域の、簡単にね、自治会をちょっとお借りしてね、集会場をお借りして、そこできめ細かい説明をさせていただくというのも一つの僕は案ちゃうかなというふうに思います。40自治会ですか、平群町は大体あるわけでございます。そこ、いろいろスケジュールも、担当課としては、非常に肉体的にも大変だと思いますけどね、この登録が一番大事でございまして、説明も大事でございまして、その点も踏まえて、一つの私の個人的な案でございましてねけど、一人でも多くの方が登録して

いただくこと、期待をしております。今後ひとつ、担当課並びに町長、御足労かけますけれども、ひとつよろしく。10月まで、試行運行できるまでいろいろなことあると思いますけども、ひとつよろしく御努力をお願いしたいと思います。

この件はこれで結構でございます。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員の御質問の3点目、住民説明会の充実をについてお答えいたします。

住民説明会は、町政全般について、行政と住民が顔と顔を合わせ、双方向のコミュニケーションを通じて相互理解を深めることを目的に実施するものであります。平群町では平成19年度より、これまで14年間にわたり、29回の住民説明会を開催し、町政全般に関することや財政問題に関すること、また特化した事務事業に関することなどについて説明を行ってまいりました。

そこで、1点目の開催参加者数減の要因についてですが、開催に当たっては、住民の皆様のライフスタイルを考慮し、なるべく多くの方が参加しやすい時間になるよう配慮し、休日に開催するなどの工夫をしてきたところですが、参加者が減少しているのが実情であります。できる限り最新の情報をもって住民に伝えたい、住民が知りたい内容を中心に説明していますが、開催回数減によるほか、行政全般にわたるため、その内容が一定固定化されていることなどが減の要因と考えられます。

続いて、2点目の今後の施策ですが、住民説明会は開催する基準を明確にし、どんな場合に行うのかを全庁的に共通認識として持つておく必要があります。住民説明会を実施する場面は多岐にわたります。基本計画をはじめとする各種計画では一般住民だけでなく、広く関係者、関係団体等を対象とします。公共施設の建設、改修、休止、運営方法の変更などの場合については、施設近隣の住民だけでなく、利用者や関係団体も対象とします。また、新たな制度の導入や制度の変更などに関しても広く住民を対象とすることが必要です。住民説明会の開催目的は、町行財政の現状と課題についての説明責任を果たすとともに、

町政全般について、行政と住民が顔を合わせ、双方向のコミュニケーションを通じて相互理解を深めることです。参加者減の現状も踏まえながら、参加してよかったとだけ思っただけのよう、来年度に向け、各市町村の動向や手法を調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

あえてもう一度聞きますけども、原点に戻りますけれども、今、行政と住民が相互理解を深めるコミュニケーションの場ということで御答弁いただいた。最初の1点目についてはね、要するに議題が一定固定化しているから、住民の関心が少ないから参加少なかったんちゃうかという、その答弁やったね、今、1点はね。

2点目については、要するに相互理解を深めることが大事やと。ということは、参加者が減ってきたということは相互理解を深める場所ではなくなったという見方もあるわけや。そういうことやろう、1点目については。それについて、過去のことばもう過去として、私はあえてそういうことは一つの反省材料とするならば前向きの、私は答弁いただきたいんやけど、今、参加してよかったなと思っただけのようなタウンミーティングをしたいなということも御答弁いただいた。それと、平群町に新しいいろんな法的な、いろんな問題の、導入とかいろんなことについても定例、定期的なタウンミーティングではなしに、いろんな駅前との関係とか財政関係とかされた、今まで経緯あるわな。そういうことについてね、まずね、今度、総合文化センターもあこになって広くなったし、車も入りやすいし、いろんな方がいろんな問題、平群町にとっては住民説明会が必要ちゃうかというふうな提案もいろいろ聞こえてくるわけや。いろんな問題でやで。

私はね、やっぱり住民の関心あることはそういうときに速やかに開くべきちゃうかなと。定例は定例としてね、11月に大体開いておられると、それはそれでいいと思うんやけど、やっぱりね、皆が関心ある、住民にとって関心ある住民説明会でなかったらあかんちゃうかなと。そりゃ意見はいろいろありますよ。けども生の声やわな、生の声聞くことが住民説明会やわな。それに行政を反映する、これは大事やわな。そういうことならば私は何かちょっと欠けているような感じがしてしゃあない、この頃はね。

今、最初に言うたように、行政の内容が一定した11月の住民説明会やったから減少してきたんちゃうかと、それもそうかも分からへん。けれども、8会

場あったやつが4会場になり、2会場になり、次は1会場になって。会場数の多い少ないも、それも多少もある。けれどもね、僕は住民説明会は常にね、住民にとってはやっぱり行政に関心持ってもらわないかなと。行政のいろんな今の動きがどういう動きをしてるか。行政は今、財政厳しい厳しい、どういふことで厳しいかなと。

いろいろミニコミ誌、私も、議員さんはミニコミ誌書いておられますけどもね、やっぱり直接住民にとっては会って、やっぱりそこで行政とお話したいという機会を待っておられる方も住民にたくさんいてはると思います。だから、そこら辺をね。やっぱり僕にしたら行政が逆に、今やったら年に一遍しかないわけや。議会の場合は定例議会4回あるだけや。けれども、緊急にある場合は臨時議会とかいろいろ、また議長招集とかいろいろ、町長招集しはんねけど、それはそれとして、やっぱり住民としては行政マンとしてはコミュニケーション、生の声を聞きたかったり、いろんな意見あったらね、やっぱり速やかに住民説明会を開いていくことが私、大事やなと思う。誤解されてる部分も大分あるからね、住民にとっては。そら、思想信条は別としてね。けれども、それはそれでいいじゃないですか。デモクラシーや。いろんな意見あったらええねや。

そやから、そこら辺も踏まえて、今、最後に言うたけども、各市町村の動向や手法を調査していくと、これはこれでしていただきたいです。いろんな自治体によってあります。各自治会を回る住民説明会の町もあります。そら、いろんな市町村のカラーはありますけども、けども、平群町はこんだけ長い間、住民説明会、19年度からやってるんやから、これは大切にせんなあかんと思う。そやから、どう言うたらええんかな、私も住民説明会によく参加さしてもらうけども、私はもっと、いろんなもっと、小そうてもええから住民説明会あったらええなというふうに思う。そこら辺もね、町長、よう考えていただいてね、やっぱり住民と行政との誤解があってもいかんし、住民さんはまたそれぞれのいろんな考え持っておられる。やっぱり、そこら辺も酌み取りながらやっていくのが私は大事ちゃうかなと。これからそういう時代になってるでということをね。

行政としてははっきり言うてしんどいですよ。行政マンとしてはしんどいですよ。そら当たり前の話。けれども、行政は自分らはどういう、公務員とはどういう使命で、これ、公務員法はどうなってるかや。全体の奉仕者やんか。というのは全体の奉仕者ということは、住民の奉仕者であるということは公務員法に書いてるわな。ちゃうの。たしか30条かな。全体の奉仕者とそう書いてあるはずやで、公務員は。そこら辺もより一層、町長ね、心新たにされてね、しんどいですけども、やっぱり直接住民と会って、住民説明会を年に何回か、

今の平群の直面してる、直面してるでっせ、直面してる議題を住民と話合いする、こうしてほしいというのが僕の望みであります。そこら辺、あえて課長、どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま住民説明会の在り方について再度御質問いただいております。

先ほどの答弁でも申しましたように、この住民説明会の開催目的、それは町行財政の現状と課題について説明責任を果たすこととっております。住民説明会については、平成19年度より開催しております。定期的には、今、現状1回でございますけども、それ以外に特化した事務事業に関するということで、最近では駅前整備の関係とか財政問題、文化センター建設などについて住民説明会等を開催させていただきました。そういったですね、今後も特化した事務事業、住民の皆様に行政としてお伝えすべきこと、住民の皆様が知りたがっていること、そういうものについてはですね、定期的な住民説明会以外に開催すべきものかなと考えております。

それと、現状は開催回数年1回となっておりますけども、先ほど申しましたように、参加者の減という現状も踏まえながらですね、やっぱり住民説明会に行ってもよかったなと思っただけのようにですね、近隣市町村の動向とか手法、調査研究して住民説明会の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長

馬本君。

○12番

課長、言葉尻取るんじゃないけどね、今1個おかしいこと言うたよ。住民が知りたがってるって何を言うてんねんって。あんたは住民の全体の奉仕者と言うてるやんか。どっちが目線の上や、それ。ということをあえて、そういう心を持ったからやと私は思いますよ。知りたがってる、知っていただいて当たり前の話じゃない、これ。知りたがってるって失礼や、住民に対して、この物の言い方は。というふうに私は思いますよ。だからね、こういう問題について、平群町を二分してる問題がありますよと、例えばね。そういう問題については住民説明会をいついっかしますんで、広報に書いたらよろしいねや。予定もあるからな。ほな広報に書けるやんか。ほんで、そこでいろんな住民さん来てくださいと、いろんな率直な意見を聞かせてくださと呼びかけんねやんか。それはちょっとな。目線は下。逆ですよ。行政マンが下で住民は私は上と思うけ

どな。そやから、知りたがってるんちゃう、知ってもらおうということが大事ですよということをあえて指摘しながら、各市町村の動向や手法をいろいろ勉強させていただきますということをおっしゃったので、ひとつよろしく期待をしておく。この件については再度また一般質問で成果はどうやったんかということをお聞きしますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

3点目はこれで結構でございます。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、馬本議員の大きな4点目でございます。生駒市との相互連携についてお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、生駒市とは体育施設の相互利用を契機として、図書館、そして衛生施設と相互連携を行っている状況でございます。近隣自治体との連携による公共施設の相互利用については、互いの施設を有効的に活用し、補完性を高めることが可能になり、それぞれの住民の方により質の高い、かつニーズに適応した行政サービスを提供できることから、非常に有意義な取組であると認識をしております。火葬場につきましても、その一助となるように考えておるところでございます。

御質問の火葬炉の増設と将来の広域化についてでございますが、現在、平群野菊の里斎場においては、人体火葬炉2基を増設するスペースがございます。施設の改修等により増設は可能であることを踏まえて、生駒市との相互連携は当町にとっても大変重要な施策であることから、今後の施設利用の在り方や広域化につきましても、生駒市の意向を十分に踏まえて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

今回の生駒市との相互連携については、特化した平群町の火葬場について、いろいろ質問したわけでございますが、特に、まず平群町のし尿処理、し尿及

び浄化槽汚泥の処理を当時の平群町の処理費の半額で生駒市に受けていただきました。本町にとって経費の削減効果は大きく、生駒市さんについては私は感謝をしております。そこで、平成28年から令和元年度の4年間で平群町の財政削減できたのは何と約2億6,000万の削減実績が出ました。これはし尿もその問題もそのまま行っておれば平群町は財政、もっと早く、破綻じゃないけども、大変な危機に行っただしょう。けれども、この4年間で2億6,000万の削減効果がありました。これは平群町にとっては生駒市さんさままでございます。私は言いたい。

今後もうこういうことについては、やっぱり努力していくことが、僕はお互いに話し合いしていろいろなことをやっていくことが、僕は連携をやっていくことが大切だと思います。今まで生駒市との連携によってコストの削減、公共施設の利用、一元化によって住民の利便性が向上をしていることは事実でございます。今後も各行政分野において強い部分と弱い部分がありますので、市民、町民の行政サービスの向上に向けて、速やかに生駒市長に働きかけ、積極的に私はこの火葬場の運営について取り組んでいくべきではないかなというふうに思います。その点についてよろしく御答弁お願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、馬本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今後の火葬場、施設利用の在り方につきましては、今回、議会のほうから御提案を頂いたことを踏まえまして、まずは生駒市さんのほうの事務者レベルでの協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

私は市長に働きかけてはいかがですかと、事務者レベルでお話をまずしていただきたい。それはもうそれで結構なんです。けれどもね、よく考えてください。この平群町は最初、生駒市の相互連携は平群町から、こういうことでお願いしますということで、図書館とか小さいあすのすであったり、例えば井出山の体育施設とか平群町のウォーターパークと協定、そこから始まっているわけでございます。総合文化センターができる前は図書館。生駒市の図書館はたしか8か所か4か所かあったはずでございます。平群町の方も生駒市の図書館を利用してくださいということで、ありがたいということで答弁をさせていただきます。

ます。こっちからお願いの範疇ばかり。

し尿についてもそうです。し尿についても2万9,000何ぼのし尿がございました。その件について当初は何ぼやったかな、3万、当初はそんなん違いますよ。3万5,000円かな。平成、ここに書いてるけど一番最初すごいお金やから。そやから、平成19年のときには4万円かな。そこから平成20年、3万5,000円、21年、3万1,000円、22年、3万1,500円、これはトン当たりですよ。そこから平成23年2万9,000円、ずっとこういつてるわけ。平成27年に養父市へ2万9,400円で1億4,500万ほど、約5,000トンほどお願いをしてたわけ。これが生駒市が連携していただいて1万5,100円に養父市がなったんや。今まで養父市は2万9,400円で1トン当たり平群町は払うてたわけや。それが生駒市さんと提携することによって1万5,100円に養父市さんが落としてきはった。うちのも生駒市へ、エコパーク21へ最初運ぶ処分費が8,100円と運搬賃7,000円で1万5,100円になった。そのお金が4年間で約2億6,000万。こんだけの削減でけたわけや。

もう生駒市さんには本当に財政的にも非常に助けていただいと私はそういうふうに認識してます。よって、先ほど言いましたように行政が、私ら弱いところを生駒市さんに頼み、平群町は強いところがあればね、私はこっちからのほうからどうぞお話しして、これ使うんやったら使っていただきたい。これが私は市町の相互連携の在り方じゃないかなというふうに、基本的な私は考えを持っています。今後も平群町としてはいろんな問題もあるでしょう。できる部分、できない部分もいろいろあると思いますけども、この火葬場の運営についてはひとつ、事務者レベルで課長、よろしく生駒市のほうへお願いします。生駒市のほうへ事務者レベルで話しに行くということによっていただいと、よろしくお話ししたいと、これだけでございます。

以上、私の一般質問はこれをもって終わります。議長ありがとうございます。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

10時5分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時55分)

再 開 (午前10時05分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号2番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○6 番

それでは、大きく3点に分けて質問させていただきます。

まず、1点目です。こども園の待機児童問題についてであります。この問題、昨年度、私、毎議会のように取り上げてきた問題だと思うんですが、令和元年度に初めて4月1日から平群町での待機児が発生することになりました。正規の保育教諭の確保を毎議会のようにこの間、取り上げてきて、令和2年度については5名の保育教諭を新規に確保し、4月1日時点での待機児はゼロとなったわけですが、そういう意味では5名の保育教諭を確保された努力は評価をしたいんですが、その翌月、5月1日にはまた待機児が出てしまうという事態になっているのが今の現状ではないかと思えます。

そして、その後も待機児は増えて、9月1日時点では6名、近々の12月1日時点ではゼロ歳児で6名、1歳児で2名、2歳児で1名、5歳児で1名の計10名となっている状況があります。とりわけゼロ、1、2歳児での待機が待機の8割を占めており、その中でもゼロ歳児は6割となっているという状況があります。受入れができない理由についてお聞きをするとともに、少なくとも来年度以降ですね、9月ぐらいまでは待機児を発生させない状況をつくり出すことが私は安心して子育てできる町をつくる上では必要ではないかと思えますし、町長の公約でもありました待機児ゼロを目指すまちづくりではないかというふうに考えます。人口減少に歯止めをかけて若い世帯を増やしていくことが、町の活性化にもつなげていく第一歩が、私は待機児をなくしていくことだと考えています。来年度は、本来的には年間通して待機児ゼロを目指していくことが本来だと思いますが、少なくとも9月までは待機児を出さないためにも、正規の保育教諭の確保などなど、この対応についてどのようにお考えになっているのか、お聞きをしたいと思えます。

2点目についてはですね、多胎児妊産婦の支援についてということで質問をさせていただきます。

少子化が叫ばれて久しい日本の現状にありますが、その中であって毎年、全国的には100人に1人の妊婦さんが双子や三つ子などの多胎児のママになっておられる状況があります。赤ちゃん1人でも授乳やおむつ替え、お風呂や寝かしつけなど大変な育児が多胎児、双子以上になると想像を絶する大変さがあ

ると言われています。ある民間団体が行った多胎児家庭へのアンケートでは「双子の泣くのにそれぞれ対応していたら15時間もたってしまった」だとか「乳児期の1日の睡眠時間は僅か16分」「気がおかしくなるかと思った」など余裕がなく、悲鳴のような声が届けられたということでした。

国としても今年度から多胎児妊産婦等支援と育児用品等による支援が新設をされました。補助率は国2分の1、市町村2分の1ということですが、平群町として多胎児支援についてどのように考えているのか。また、妊産婦健診への補助を平群町としては行っていますが、この間、聞いた声ですが、多胎児は検診の間隔も短く、単体児と比べて同様の補助チケットではあつという間になくなってしまふとの声もお聞きをしています。多胎児妊産婦への補助の拡充も必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

3点目は、メガソーラー建設の有害鳥獣に与える影響についてであります。

平群町でも有害鳥獣としてのイノシシ、アライグマの被害に農家の方々が苦慮されています。とりわけイノシシは大きいもので軽トラックいっぱいになるそうです。近年では年間200頭から300頭のイノシシが捕獲をされています。個体数は把握できないそうですが、直近の令和元年度では駆除数203頭、被害面積が10ヘクタール、被害額として232万円となっているとお聞きをしています。今、平群町でも大きな問題となっているメガソーラー建設で48ヘクタールもの山林の開発、伐採によってすみかを追われたイノシシは当然次のすみかを求めて移動します。さらなる耕作地への被害や、あるいは住宅へも出没することが想定されますが、この点について行政として何か対策を考えておられるのか。

以上3点、明確な御答弁よろしく願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、植田議員の1項目めのこども園の待機児問題についての御質問にお答えをいたします。

令和2年度の待機児を受入れできない理由についてのお尋ねでございますが、まず、9月1日時点での6名の待機から12月1日の時点では10名の待機となりまして、ゼロ歳児が3名、1歳児が1名、合計4名が増えました。その要因としましては、10月に入りまして、令和3年度の新規入園申込みの時期に合わせまして12月からの入園希望者が増えたことによるものであると考えられます。

また、現在の両こども園の空き状況につきましては、ゆめさとこども園の3

歳児で10名の受入れ可能枠がありますが、他の年齢に関しては保育教諭の採用があればゼロ歳児で6名、2歳児で4名の受入れができる状況なのですが、任期付職員や会計年度任用職員の募集を有料広告なども活用し、継続して行っておるところでございますが、現在のところ応募がなく、受入れができないという状況になっております。

また、来年度の園児の受入れにつきましては、現時点で職員の配置体制が確定していないため、各園のクラス定員並びに受入れ可能人数が確定していませんが、引き続き、関係課と連携をし、保育教諭の確保に努め、可能な限り園児の受入れができるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

総務防災課のほうから正規職員の確保についてはどのように考えているのかについて、答弁させていただきます。

保育教諭の正規採用につきましては、職員採用凍結中の時期についても採用を行ってまいりました。平成31年度は2名、令和2年度は5名の採用を行ったところであります。来年度につきましても、現在、最終の協議中ではありますが、採用予定をしております。しかしながら、現在、保育教諭の不足につきましては本町のみならず全国的に問題となっております。そのため、新たな保育教諭の確保は困難な状況が続いているのが現状でございます。引き続き保育教諭の確保に努めるとともに、現在勤務されている保育教諭にも長く勤務をしていただける職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

松村課長のほうから状況は分かりました。ただ、やはりこの間、昨年度もそうですが、任期付だとかね、やっぱりそれでももうほんまに確保できないというのが現状です。最初に言ったように5月から待機が出て、結局その児童は全く解消されないままほぼ1年が終わってしまうという状況があるのでね、これも昨年度の質問の中で三郷町などは途中入園の希望があっても受け入れるような体制の保育士確保をしているというふうなことも伺っているので、平群町としてもやっぱりそういうことをしていかないと、1年間全く申込みをしたけれども受け入れてもらえないという状況をつくり出すことはやっぱり避けなけれ

ばならないというふうに思います。

その点でのね、まだ来年度の保育教諭の確保の人数は決まっていないという川西課長からの答弁もあったんですが、募集では2名程度ということがあったと思うんですけども、やっぱり2名程度で本当に間に合うのかなというのが正直疑問に思うところがあるんですね。行政としてやっぱりそこに、何て言うのかな、どう言うたらいいのかな、5月に待機児童が発生する状況を抑えるために、やっぱりここはまた思い切った新規採用ということも考えていかなければならないと思うんですけども、現時点でもう少し詳しく踏み込んだお答えを頂けないでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

正規の職員の採用ということでの御質問ですので、私のほうからお答えさせてもらいますけども、現在、来年度の職員採用につきましてはまだ協議を行っている最中でございます。待機児童の問題なんですけども、今、申込みがあって、どれぐらい先生が足りないのかというのも教育委員会のほうでもいろいろ苦労していただいて、クラス編成等でできないのかとかいろいろやっていただいとこなんですけども、何名採用するかにつきましては、町の全体の考えということで、これから最終詰めていきたいというふうには考えております。先ほど言いましたように、できるだけ保育教諭の方が長く勤められるような環境づくりに取り組んでいくということで、何とか対応していきたいと思っておりますけども、あと任期付職員、育児休業につきましては、時にはそういう対応も行っておりますのでいろんな、4月というのは人の替わる時期でありますので、その辺を見越して、もう少し採用できないのか努力をしていきたいというふうに考えております。

○議 長

植田君。

○6 番

まだ協議中だということなんですけども、町としてやっぱり目標をちゃんと持ってもらいたいと思うんですが、そういう意味ではそのための調査というんですかね、意向調査みたいなものも、平群町年間100人、もう今切ってるのかな、出産される妊婦さんの数というのがね。そういう意味ではその人たちがいつ頃、言うたら、仕事に復帰をする、あるいは、そういう形で子どもを保育所に預けるような状況になるという方向性を持っておられるのかというのね、やっぱり今後そういうふうなことも緻密に、そういう情報も町として捉ま

えて、そして、それに対応できるような保育体制というのはつくっていかねばならないのではないかなというふうに思うんです。その点についてどう考えるのか。

それと、そのためにも、やはり町として、待機児を少なくとも9月までは出さない状況をつくるとかいうそういう強い姿勢を持っていただきたいと思うんですが、その点については、いかがでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えをいたします。

町といたしましても待機児ゼロを目指して取り組んでおるところでございますけれども、やはり大きな課題といたしましては、年度途中でありましても保育教諭さんの中には、会計年度職員さんにおかれましても、例えば出産でありますとか家事都合などの理由で退職されるという保育教諭さんもおられました、本当に雇用の確保が厳しい状況になってきております。そしてまた、それに合わせて運営が厳しい状況になってきておるといのはこれ、事実でございますので、目標としましては待機児ゼロを目指したいですけれども、実際に年度年度によって入園を申し込まれる児童数も変動していきますので、また次年度、若干今年度よりも増えるというような、お申込みが増えておるとい実態がございますので、そこはいろいろ工夫をしながらですね、関係課、こども園と連携をして全てのお子様をお受けしたいんですけれども、できる限り、可能な限り、園児を受け入れできるように、これからも努力してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

○議長

植田君。

○6番

今、課長の答弁からいったら次年度は今年度より増える傾向だということになれば待機児が発生することもあり得るといいうそういう理解を持っていいんですか。まだ採用は決まっていなないのであれば、そこはきちっとやっぱり、それがそうならないような対応をしていただきたいし、そういう調査はやっぱり常に行政としては持っていて、やっていく必要があると。人を採用するということでは財政的な問題でいろいろ難しいといのはこれまでも言われてきたんですが、ただ新年度入ってすぐにそういう状態が発生するということは避けなければなりませんので、そういう調査とかは今までされてこられたのか、こられなかったのか。今後やっぱりそういうことも含めてきちっとニーズ把握

をするという事は、非常に人を雇用する上でも、100%そのニーズがそのまま出るとは限りませんが、少なくとも方向性というのは、ある程度は見えてくるのではないかなとは思いますが、この点についてそういう考えがあるのかなのか。それと来年度、ひょっとしたら待機児が新しい年度当初出るような状況が見えてるのかどうか、そこら辺、再度御答弁願えますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えさせていただきます。

ニーズ調査につきましては、なかなか詳細の部分まで読み取れるところまで調査できるかどうかというのは分かりませんが、保護者の声なんかは機会があればいろんな場合、いろんなチャンスがあればお声を聞き取りまして進めてまいりたいと思っておりますけれども、なかなか、正規の保育職員におかれましては現在、4月から相当数の産休、育休に入られる先生がおられますので、それに基づきまして正職の保育教諭をそれに合うように採用ということになりますと、現状の財政が大変厳しい状況でございますので、人事担当課といたしましても、それはやはり計画的な採用をしなければならないということになりますので、そこは御理解を頂きたいと思っておりますので、今、現時点では申込みも増えておりますけれども、先ほども述べましたように、待機児童が出ないように全力で取り組みたいということで、御答弁とさせていただきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

正職員採用につきましてはですね、計画的なものがあるのかということなんですけれども、何人が定員なのかというのがなかなか難しいと。聞くところによりますと特別支援の方も相当おられまして、なかなか何人があればオーケーだというのが確定しづらいというふうに聞いております。その中で、先ほど議員もお述べになりましたけれども、財政の状況もございまして、職員の数というのはかなりシビアに目を向けられてる分野でございまして、できるだけ待機児童が出ないように、もちろん努力するのは当たり前なんですけれども、総合的にいろんなことを判断して進めてまいりたいと思っております。

○議長

植田君。

○6番

待機児を出さんように全力で取り組んでいきたいという、それは当然そうし

ていただかないと困るわけですし、ただ、その中でね、やっぱりいろんな住民の意向というかそういうようなのもきちっと捉えていくことがそこに沿うことにつながっていくというふうに私は思います。

そういう意味では、町長、平群町は少子・高齢化が進んだ、近隣に比べて進んだ町の中で平群町を選んで来てくださった方が安心して子どもを預けて、そして、この町で育てていけるという状況をつくっていかなければ平群町として、言うたら人口も増えませんし、若い世帯を呼び込むことにもつながらないということになります。町長自身この問題、町長の公約でもあって、確かに今年の4月にはゼロでしたが、5月には新たな待機児が出るという状況について、これをどう解消していくのかという部分での町長の決意というかお考え、そこら辺、お聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議 長

町長。

○町 長

町の待機児童の問題についてでございますけども、確かにこども園においては待機児童が発生しているということはもう承知をしております。ただ選挙公約でも待機児童ゼロを目指しておるといっても言っております。昨今、社会情勢、経済情勢によりまして共稼ぎの夫婦も増えておるといふことがございます。平群町、財政上、本当に厳しい中で、一般職員については採用凍結する中で、保育職員については採用をして、待機児童の解消に努めてきたところであります。

令和3年度におきましても保育士の採用を予定しております。それと、育休、産休保育士が複数名おりますので、復帰されることを想定すれば正規職員の採用については財政的には本当に非常に困難だというふうに考えております。町のホームページ等で通年、会計年度任用保育士、また任期付の保育士の募集を行ってるところであります。確保に努めてまいります、なかなか応募がないというような状況であります。引き続き保育士の確保に努め、待機児童解消に向けて最大限努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

植田君。

○6 番

町長のほうから、それは当然待機児をなくすために努力はしたいというのは分かるんですが、じゃあ、そのことが報われるようなやっぱり対応を行政としてきちっとしていただきたいなというふうに思います。そういう意味では細か

な、先ほども言いましたように、また保育に対するニーズ調査なんかもやっぱり定期的にやっていくとかいうことも含めてですね、やっぱりそこはきちっとやっていただいて、待機児を新年度、5月か6月から発生させるようなことはもう決してそこはそうしないというふうな対応を取っていただきたいというふうに思います。これは、この問題については、今後見守っていきたいと思いますし、行政側の姿勢というのも見せていただきたいし、それに必要な、まだ最終決定はされていないようですので、必要な保育教諭の新規での確保、これは強く求めて、この問題については以上で結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、植田議員2点目の多胎児妊産婦の支援についての御質問にお答えいたします。

平群町では現在6歳以下の子どもを持つ世帯のうち7世帯が多胎世帯となっており、大きな喜びとともに多胎ならではの不安や、家事育児にやりにくさを感じられることは必至で、母子保健分野においてもハイリスク家庭としての支援の必要性を感じております。孤立しやすく、外出もままならない状況であることから、妊娠期から電話相談や家庭訪問等で授乳や着替え等の育児支援、心理的なサポートを現在も行っております。

国では令和2年度から、多胎妊産婦への支援として同じような多胎児の育児経験者、家族との交流会の開催や相談支援事業を行う多胎ピアサポート事業、また、ヘルパーなどの育児サポーターを派遣する多胎妊産婦サポーター等事業という二つの補助メニューを創設しました。多胎ピアサポート事業につきましては、家族間の交流会等を行うには家族数が少な過ぎますが、それぞれの家庭同士をつなげる声かけを行うことは現在でも行っております。また、多胎妊産婦サポーター等事業につきましては、日常生活のサポート、外出時の補助、サポーター向けの研修会の実施ですが、その辺が事業となっており、補助率は2分の1、奈良県内での実施市町村の報告は聞いておりません。

また、議員お述べの妊産婦等への育児用品等による支援としては、現在平群町では紙おむつ、柔軟剤、ウエットティッシュ、葉酸等の栄養剤が入ったカロ

リーメイト等を企業に申請を行い、無償で提供してもらう取組を実施しております。

なお、子育て支援センターのリサイクル用品の紹介などを行い、子育て世代の経済的負担を少しでも軽減させ、丁寧な心のケアにより精神的負担についても解消していけるよう、今後も保健師や保育士等による電話相談や家庭訪問等を行い、妊娠期の早いうちから積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

植田君。

○6 番

今ちょっといろいろ報告いただきましたが、新設される多胎ピアサポートだとか、それから、葉酸サプリや紙おむつなどの支援というのも行ってきているということなんですよ。これは、多胎児は子どもの数によって変わってくるという、そういう認識でよろしいですね。

それとね、お聞きするのは、外出支援なんかのときにやっぱりサポートが欲しいというのは結構あるというのと、それから特に多胎の方が生まれて本当にしばらく身動きができないという状況の中で、やはり、そういういろんなものを共有できる、そういうこと言えばですね、そのための移動手段にかかる費用の補助だとかということをやっている自治体なんかもあるんですけども、平群町としてそういうふうなことは考えているのかという問題が一つと、もう一つ大きなのが、最初に言いましたように、妊産婦の定期健診にかかる費用が多胎の場合は非常に、言うたら1か月に1回の健診が2週間に一遍というのがもう4か月ぐらいから続く状況があって、あつという間に健診のチケットがなくなってしまうという声も聞いています。そこら辺のやっぱり充実もそういう意味では必要だと思うんですけども、その点について平群町としては何らかのそういう多胎妊婦の経済的支援と精神的支援の部分での充実を進めていただきたいんですが、この点についてはどうかという問題。

それと、確かに平群町、1年に1組あるかなというぐらいの多胎妊婦さんの出産だと思うんですが、この事業の中にはそういう絶対数が少ない自治体同士で、言うたら近隣でそういうふうな不安解消のための相談会を設けたりとかという事業もしながらフォローもやってこられてるといふところもあるので、そこら辺も含めて町の方向性というのをもう少しお聞きをしたいと思います。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

何点か御質問いただきました。

それで、確かにこの補助事業がありましてですね、2分の1の補助事業というのが創設されたんですけども、新たなことをやっていくというのはなかなか難しい平群町の財政状況ということも御理解いただいていると思うんですけども、今現在のところですね、新たな補助メニューについては今のところ検討課題ということでございます。

それと、チケットの回数ですね。それにつきましてもですね、当然近隣の状況も考えていかなあかんと思いますけども、これも議員お述べのことはよく理解できておりますので、これについても今後の県内の状況も確認していきたいなというふうに思っています。

それから、近隣自治体での集まってという感じですね。小さな町同士でやっていく場合に近隣市町との参加をちょっと確認していかなあかんと思いますので、その辺をですね、小さい町同士そういうことにつきまして参加をしていくかどうかということの可否も今後問うていかなあかんというふうには思っております。

以上です。

○議 長

植田君。

○6 番

妊産婦健診の補助については、ちょっと検討したいというふうな答えだったと思うんですけども、現在、妊産婦の健診の補助チケットは9万7,500円ですよね。それがお1人、単体の子どもさんを妊娠された方はそれでいけるんですけども、多胎の場合は本当にお聞きしたら、十五、六万、やっぱりかかるんですよ。ちょっとトラブったらまたそれに伴って出る出費も多いということですね、そういう意味では非常にやっぱり経済的な負担が大きいという声を聞いてますので、ここは何とか拡充というのをやっぱり検討していただきたいと。平群町で本当にこれで多胎の妊婦さんが、人数は少ないですけども、やっぱり助かったというふうな状況をつくっていただくためにもここはちょっとやっぱり検討をぜひお願いしたいと思うんですが、その点については、再度御答弁いただけますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

確かにですね、今現在14回分ですね、基本券は14回ですので、その分につきまして議員お述べのことはよく理解していると思います。ただ、先ほどから

言うてますように、近隣の状況もちょっと確認しながらその辺は検討課題ということで御理解を頂きたいと思えます。平群町だけが突出してできるということではないと思えますので、できる限り近隣と合わせていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議 長

植田君。

○6 番

ぜひこれはね、やはり、そういう平群は子育てに優しい町なんだということをはきちっと位置づけるためにも、また、そして、子どもが少ない中で多胎、子どもの数が増えるということも私は非常に大事なことだと思えますので、その支援の一つがそういうところにもつながっていくんだというふうに思えますので、これはぜひ、少なくともそういう安心して子どもを産み育てられる町の一つとして多胎妊婦への健診補助ということの拡充についてはぜひお願いしたいということ強く求めまして、この件については以上で結構です。

○議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、3点目、植田議員のメガソーラー建設の有害鳥獣に与える影響についての御質問にお答えいたします。

開発行為が行われる以上、現在その地区に生息しているイノシシが工事期間中や完了後に追いやられることで近隣に被害が一時的に出ることも考えられますが、メガソーラー発電所の事業区域面積48ヘクタールの中には残置森林や造成森林なども含まれておりますので、実際に太陽光パネルや調整池といった森林以外となるような開発面積は、事業者によりますと約18ヘクタール程度ということでお聞きしました。当町の民有林面積、山林面積ですが、1,115ヘクタールであり、それと比較すると、メガソーラー開発後に減少する森林面積は全体の約1.6%と小さいため、恒常的に影響が出るかどうかは予想が付き難いと考えております。

これまでも被害防止の対策といたしましては、国の補助金制度による集落単

位での侵入防止柵の導入や、町独自の助成金により小規模な圃場に設置する侵入防止柵への補助、あるいは地元要望により、そういったものを対策を実施しているところがございます。また、捕獲駆除に対する取組としましても、信貴生駒山系として山林が連続する生駒市、三郷町との3市町で広域の協議会を設置しており、生駒山系全体で効率的に捕獲することで個体数の調整に努めるとともに、町内だけの取組といたしましても、地元猟友会の協力の下、駆除活動を日々実施し、地元住民に対しても要望に応じて捕獲おりを無料で設置、貸出しし、捕獲活動を行っております。なお、捕獲おりやくくりわなについては、毎年それぞれ10個程度を増設しており、捕獲頭数の増に寄与しているものと思われま

す。職員の対応としましては、観光産業課の職員10名のうち4人が狩猟免許を取得しており、捕獲業務を円滑に進められるよう対応しております。

今年度からは、捕獲時における平群町からの奨励金をイノシシ1頭2,000円から3,000円に、アライグマに対しても500円から1,000円と増額し、来年度には国の補助を受け、捕獲技術の向上、効率化を図るためにICT技術による捕獲機の導入なども計画しており、捕獲活動をより一層強化、推進していく所存でございます。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

今、課長のほうから、メガソーラーの開発と鳥獣被害の拡大ということについては、面積的なものが森林の1.6%程度が開発され、予想が付き難いという御答弁、だから、予想が付き難いということは出るということも基本的には考えるわけですよ。この間やっぱり、いろんな山林なんかの、メガソーラーにかかわらず、櫛原地区なんかでもそうですが、土取り関係での開発なんかもあってですね、やはりそういうところが少しずつ地域住民の生活にも与えてきてる影響というのはあると思うんです。西向などでもここ二、三年ぐらいかな、電柵を張らなあかんような状況、電気柵によって侵入を防ぐような状況、しなければならぬというふうな状況も発生してきてますし、そういう意味ではですね、やはりこの影響というのは私は軽視できないものがあるんじゃないかなというふうに思うんです。

特にこの間、農家の方々のお話を聞く機会がありました。そういう中で、とにかくそういう鳥獣被害に対して時間も、また費用も非常にかかる。補助金なんか多少、平群のほうでも捕獲に対する設置とか電柵に対する補助なんか

もあるようですが、とてもじゃないけどそれでは追いつかないというのが現状で、また申請の手間や、あるいは下りてくる期間なども考えたら、もう使わないほうがましやというふうな声もお聞きをしています。

そういう中で、ある方は、とにかく収穫前の田んぼに入られて、踏み荒らされたと。そういう中ですね、もう言うたら、収穫前に川に1万円札を流すような悔しさというか、腹立たしさを感じたというふうにおっしゃる農家の方もいらっしゃいます。そういう意味では、今回のメガソーラーの開発によって1.6%というだけではなくて、それ以上に私はやっぱり今後そういう被害も出てくるというふうに予想され、考えられますが、この点について、もう今のやってる対策以上のものはできないというふうに、町としては考えておられるのか。

これは農家の方の問題だけではなくて、イノシシがもっと下りてくればですね、結局、子どもたち、住宅地にも出没する可能性もゼロではないとは思いますが。地域を追いやられることによってね。そうなれば当然、そこに住宅地での被害なんかも出てくるし、ものによってはイノシシによるけがだとか、けがで済めばいいんですが、命に関わる状況が発生するかもしれないという状況はやっぱり出てくるのではないかというふうに思いますが、やっぱりそういう意味ではもう少し行政として、対応を考えていくところがあるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

大きな面積の開発がありましたら、先ほども申し上げたとおり一時的に、一時的というのは例えば2年とか3年とかそういうスパンかも知れませんが、周辺にイノシシの被害が増えるということは可能性としては十分考えられると思います。ただですね、長期的に森林開発等がイコール、イノシシの被害が恒常的に増えるというようなことに直接結びつくかというところもそうでもない。イノシシの習性としまして、森林、山林に生息してるわけですから。自然の摂理としまして生息域の面積が減りますと、当然その頭数も減っていくということがあります。極端な例を言いますと、平群町のように山林が大きな面積を占めてる地域では当然イノシシの被害がたくさんあるわけですが、市街地しかないような自治体についてはですね、当然イノシシの生息がないということで被害はない。だから、イコール、森林開発で恒常的に、その減った森林の部分のそこに生息してたイノシシが恒常的に他の地域に生息域を求めるといったようなことではないかと思っております。

ただですね、そういった森林開発云々関係なしに、やっぱりイノシシ被害と

いうのは農家にとっても大変打撃が大きいですから、これまでやってた取組をそのままするという答弁ではなかったんですが、一つはそういった捕獲おりだとかくくりわなだとか増やしていく、あるいは、さらに新たな技術で捕獲されたおりだとかくくりわなのデータを例えばスマホに流して、すぐに対応できるように、あるいはテレビカメラを設置して、捕獲おりだとかくくりわな周辺のイノシシの生態動向を探っていく、より効率的な捕獲方法や捕獲場所を考えていくというようなことだとか、また、猟友会のさらなる、猟友会の活動を支援していくというようなことも考えております。そういったことで少なくともイノシシの、有害鳥獣等の被害を拡大させないというような取組についてはしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議 長

植田君。

○6 番

当然、拡大させない取組はしっかりやっていただかないといけないというふうに思います。ただ、やはり生息域を、一時的には被害が増えるかもしれへんというけど、一時的に被害が増えたとしても、それが多大な被害になる可能性もあるということはやっぱり考えていただきたい。そのためにもね、こういう何ていうんですか、平群のように住宅地と、それから山林が割方密接している地域というのはそういうことも含めた、何ていうのかな、まちづくりの観点からも住民が安心して暮らせるような対応、対策、あるいはそれに今回、メガやったらメガの建設なり、こういうふうな問題がやはりそういうことを引き起こしかねないということではですね、行政が十分、そういう意味ではそこにも配慮した対応というのは取るべきだというふうに思います。私はやっぱり今回のことで生息域を追われた部分がより人との接触、境界がより近づく状況につながる可能性が非常に高いなということは申しまして、そのための万全の対策は行政として取っていただきたいということは申し添えて、私の一般質問をこれで終わります。

○議 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

11時5分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時52分)

再 開 (午前11時05分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 3 番、議席番号 1 1 番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○ 1 1 番

1 1 番、下中一郎でございます。通告に基づいて 2 点について質問を行います。

まず、1 点目は平群町ポイ捨て等の防止条例についてであります。この条例は、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について、必要な事項を定めることにより町民等、事業者、土地所有者等及び町が協働して環境美化の推進を図り、快適な住環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを実現することを目的として、令和 2 年 1 月 1 日より施行されております。施行後約 1 年が過ぎようとしておりますが、本条例の運用状況についてお聞きをいたします。

空き缶や空き瓶などのポイ捨てと建築資材、電気製品などの大きな不法投棄が繰り返されている現状だと思えます。そこで一つ、お聞きをいたします。現在、不法投棄がどのような実情になっているのか。ここ 3 年間ぐらいの実情と、その実情をどのように認識されているのか、お伺いをいたします。

2 点目として、施行後約 1 年が過ぎましたが、この 1 年の実情はどのようなになっているのか。空き缶や空き瓶などポイ捨てしやすいものはどのようなになっているのか。また、大きな不法投棄がどのようなになっているのか。前年までの状況と変わりがいいのか。それとも大幅に放置件数が減っているのか。その実情についてお聞きをいたします。

そして、3 点目として、本条例で町民等、事業者、土地所有者等の責務が明記されています。その責務を果たすべく、町としての責務も明記されているところであります。今後も続いて発生するであろう事案も考えて、町の責務をきっちりと果たすべく、より一層の啓発活動や、見回り活動を展開せねばならないと考えるが、この課題について現在どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

2 点目といたしまして、相互応援協定の締結についてであります。災害発生時の対応について、全国的に関心が高まっており、緊急時には周辺市町村と連携して対応できる体制づくりが本町でも進められております。台風、大雨、地震などの自然災害は 1 か所だけでなく、周辺地域にも大きな被害が発生します。そのようなとき、より広域的な市町村との連携により災害発生時への対応策の一つとして相互応援協定を締結することも必要ではないでしょうか。

その必要性、重要性に鑑みて平成30年8月27日に高知県の須崎市と災害相互応援協定を締結されました。緊急時での応援、救護活動や、発生後の復旧活動が主なものと考えられますが、平常時においても先進的な防災対策を取られている他市町村に学ぶべきところも多くあり、自分たちの町の防災力を高めていくこともできると思われまます。過去、28年9月議会、30年12月議会で提案いたしました相互応援協定の締結について、再度お伺いいたします。

まず、1点目として、平成30年8月に須崎市と相互応援協定を締結されましたが、締結後どのような交流事業を展開されたのかをお聞きいたします。

2点目として、以前にも提案いたしました。これは28年5月議会でありますが、兵庫県の三木市、これは兵庫県の防災拠点の中核市であります三木市と、また30年12月に提案いたしました岐阜県の関ヶ原町、これは姉妹都市との関係もありますが、その締結について再度考える予定はありますか、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

3点目として、現在締結されております須崎市以外、提案いたしました三木市、関ヶ原町とも白紙に戻して新たな都市との連携を考えておられるのか、お聞きをいたします。

以上2点であります。よろしくお願いをいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、下中議員の大きな1点目でございますポイ捨て等の防止条例につきまして、お答え申し上げます。

平群町ポイ捨て等の防止条例は不法投棄のようなものではなく、空き缶や飲食物の容器包装、吸い殻などの小さなごみを捨てることや、飼い犬のふんの放置など日常生活において発生するものを適切に処理することにより、清潔できれいなまちづくりを実現することを目的としております。

1点目の不法投棄の件数についてでございますが、過去3年の件数といたしましては、平成29年度が27件、平成30年度が28件、令和元年度が41件となっております。令和2年度につきましては、12月10日の時点でございすが、28件の件数となっております。不法投棄の状況といたしましては、山間部や道路沿いの不法投棄の件数は減少しておらず、増加傾向にあるというのが現状でございます。

2点目のポイ捨て等の防止条例施行後1年の実情についてでございます。ポイ捨てにつきましては、現状が顕在化しにくいため把握できていないところもあり、現状としましては、この条例施行により町内の道路や各公園などが著し

く美化された成果があったとは言えない状況ではないかというふうに判断をしておるところでございます。

3点目の今後の課題についてでございます。御質問のとおり、今後もより一層の啓発活動が必要であると、まず考えております。現在、町内の食料品販売店の御協力によりまして、ポイ捨て防止の啓発ポスターを掲示しております。また、来店される方への啓発といたしまして効果を期待しているところでございます。また、町民の方全体への啓発といたしまして、ポイ捨て等禁止条例の施行、ポイ捨て禁止、犬のふん放置禁止といった3種類の町オリジナルの看板を現在作成をしておりますので、その看板を町内の公園のフェンス等約50か所に順次取り付けて、啓発活動の強化に取り組んでいくところでございます。併せて町民の皆様に関心を持っていただけるような特集記事を町広報紙に今後掲載してまいりたいと考えております。

また、不法投棄につきましては今後も発生が増加することが想定されます。不法投棄を行った者を検挙することと抑止効果を高めるため、不法投棄が多く見られる山間部を中心に現在行っている週1回の防犯パトロールを継続して実施をするとともに、不法投棄監視カメラ等のカメラを状況に応じまして設置してまいり、本条例の目的であるきれいなまちづくりを実現できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

下中君。

○11番

二、三、再質問させていただきます。

まず1点目、不法投棄の現状ということでお聞きしました。私の思ってる部分では若干減ってるんじゃないかなという気がいたしました。一時期の大量にあったときのことを思うと若干減ってるかなと思いますが、今の報告では微増しているという傾向であるように思います。ちょっと残念なところでございますが。これで若干増えているというので、この対策についてはいかがなものかなと思います。3番とも重複しますねけども、見回り活動やカメラの設置等が求められています。

それと一番大事なのはこの不法投棄の、要は自治会からの連絡が一番多いと思います、実際のところ。どこかの場所にかなりのものがほってあるとか、そういう連絡、個人でもあるし、自治会を通じて来るのが一番多いと思いますのでね、これは自治会との連携を強化してさらなる対策を練っていただきたいと思いますが、その点、見回り活動やとかカメラの設置、また自治会との連携強

化のためにどのようになっていくのかをお聞きしたいと思います。

それから、2点目の施行後の実情ということで、これは確かに分かりにくい条例で、俗に言う空き缶や空き瓶のポイ捨てということですねけども、実際あまり変化ないというように課長も答弁されました。公園等が美化されたようにはないと、それが実情やと思います、実際のところ。その以前、前がどのぐらい汚れていて、施行後きれいになったかというのはなかなか判別がしにくいと思います。それはよく理解できますねけども、これね、私自身の話ですねけども、これはもうかなり以前からですねけども、ボランティア袋を預かりまして、ペットボトル、また空き缶等をかなり収集しております。これね、ここ二、三年前まではね、どこの地区も同じですけども、可燃ごみの収集日に、2回ありますわな、週に、それ出すのにボランティア袋に3袋か4袋ありました。それ、空き缶のほうも同じことですねけども、それが今年に限って週2回あるところが1袋か2袋、もうほんまに1袋というときもたくさんあります。これは、今年にはコロナの影響でかなり外出が制約されているのかなという気がいたします。それははっきりと原因は分かりませんねけどね、この空き缶や空き瓶のポイ捨ては町内の方よりも外部から来た方が捨てていくというのが多いと思います。それがやっぱりコロナの影響で今年はちょっと出るのが少なくなったのかなと思いますので、何ぼか減ったのかなという気がいたします。

そこでね、空き缶の中でもね、これももう一番情けない話ですねけどね、収集していると缶ビール、酒類が一番多いですねん、空き缶の中でもね。もう8割、9割がたがそのように、それが実情です。ということは、やっぱり外部からそういうことで、途中で、車で飲んでぽっとほかすということが多々あると思いますのでね、それをどのようにして注意していくかというのは難しいところです。それが施行後やっぱり1年してもなかなか変化していかないのかなと思います。その点で何とかこれ、もう少し実情を変えるために何とか一工夫あればいいのかなと思いますねけども、その点で何か考えておられるならば、これで行ってほしいと思います。

それと今後の課題ということで、これはいろいろと課長のほうから説明していただきました。看板の設置やらパトロールの回数を増やすとか、いろいろあります。これは制定時にも議論になりましたけども、要は実効性の問題ですわな。この条例を施行して、担保して、実際どのぐらいでできるかということですねけども、なかなか看板倒れになってしまうような気もいたしますが、その中にはパトロールを増やす、カメラをする、またいろいろな啓発活動を行っていくということで、抑止効果も期待しながらやってるということですねけども、やはり今後の課題で一番肝腎なのはやっぱりいかにしてそれを減らすかという

ことですけれども、ただ単にパトロールがいいのか、カメラがいいのか、これはなかなか分かりませんねけど、そこで何とか減らしていくという効果を期待するためには一体どのようなことがいいのか、私もなかなか分かりませんけれども、まずはやっぱりパトロールをきちっとするということが大事だと思います。

これ、パトロールは今、週1回ですか。月1回。どっちか知りませんがね、なるべく、職員さんにも御迷惑かけるとは思いますけどね、やっぱりきっちりとしていただいて、ポイ捨てがあるような場所をきちっと点検してもらうということが一番大事だと思います。そのときに申し訳ないんだけど回収作業もしていただいたらありがたいと思いますねけども、今後の課題ということで、もう少しパトロールを強化していただくということではないかと思えますねけど、その点だけよろしくお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、下中議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。大きく3点ほど御質問いただいたのかなど、まず理解をしております。順次回答させていただきます。

まず、近年、不法投棄が増加しているということで、自治会・大字からの連絡が多いのではないかとというところで、その辺の連携をどう強化していくかというところがございます。議員御指摘のとおり、確かに不法投棄等につきましては、土地所有者の方、並びに、やはり大半が大字の総代さん、また自治会長さんのほうから御連絡いただくことが多々ございます。状況を把握させていただいた上で、町の対応といたしましては当然警察であったりとか、県のほうの廃棄物対策のほうと連携取りながら、その対応というのをまず初期行動としてやっておるところでございます。その中で最終的に土地所有者の方なりと連携しながら回収というふうなことを行っていくわけでございますが、やはり一番大事なのが初期行動ということでございます。その面では各自治会さんの方が一番よくその地域の事情であるとか、そういったことを理解されてるということがございますので、今後も自治会と連携を密にしながら不法投棄が少なくなるようなことを当然考えていきたいというふうに考えております。

そこについては、何か町のほうから自治会さんのほうにもアプローチをしながら、こういうことがあるので共にやりましょうみたいなところで、そういうことができればよいとは思っておるところなんですけども、まだちょっと具体的には、個々の具体的なもの、部分までは対応でき切れてないところがござ

いますが、当然、今後の課題といたしまして、自治会との連携というのは必須でございますので、対応はしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、今の現状ということで、議員御自身もボランティアでごみの回収等携わっていただいているということにつきましては大変感謝申し上げるところでございます。こういった、何をやらねばなくしていくのかという部分なんですけども、こういうふうなものにつきましては当然人の、何て言いますか、理性であったり心であったり、そういうものに起因して発生するようなものがございますので、何か特効薬があるようなものではないのかなというふうに思っております。ただ、やはり、とはいえ、きれいなまちづくりという部分では、こういったポイ捨てをなくしていくというふうなことが重要な取組やというふうに思っておりますので、非常に対症的なことになるか分かりませんが、一定住民の方、また平群町にお越しになられる方に対しての啓発というのが一番のやり方なのかなというふうに考えております。

次に、パトロールの現状という部分でございます。これにつきましても先ほど申し上げました答弁の中でございましたように、週1回の防犯パトロールということで、監視カメラの確認も併せて、町内のほう、不法投棄が行われやすいであろうと思われるところをパトロールをしておるような状況でございます。御指摘いただきましたように、そこで見た中で何か不法物といたしますか、投棄した物があれば回収できるものにつきましてはその都度回収をして、やっぱりああいう不法投棄物というのはそこに何か一つありましたら、「ああ、ここ、ほっていいんだよね」みたいなところでごみが増えていく傾向にあるというふうに言われておりますので、なるべく早い時期に、一つあれば回収をしてきれいな状況を現状保っていくというふうなことに努めておるところでございます。

そういったことで現在、担当課のほうとしては対応しているということで御答弁とさせていただきます。

○議 長

下中君。

○11番

1点目は、より自治会と連携を強化してやっていきたいと。どうして進めていくかというアプローチについてはもう少し検討したいということで、それは結構でございます。

そして、施行後ということですねけども、これは大浦課長が言われたとおり、やはり町内在住の方、また来訪される方に少しでもきれいにさせていただくという啓発活動を中心にやっていくということでよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今後の課題ということで、これも2番とよく似た話ですねけども、パトロールの強化とともにいろんな看板をたくさん刷って、あちこち貼り付けるということですねけども、これ、ちょっと一つだけお伺いしますねけども、実際カメラ設置されてね、これ、実際カメラの作動状況はどうですか。もし捕まったとか、いろんなことが判明できたとかというのがあるのかなのか、それだけ。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

防犯カメラでございますが、当然撮影をしたというところで、その撮影の映像がこういうふうな不法投棄の現場を撮影して何とか検挙等につながればということなんですけど、ちょっと今きちっとした数字を持ってないんですけども、今までこの防犯カメラ設置することによりまして数件、そういうふうな映像が映ってて、実際にほられた方が検挙されたかどうかという確認まではできてないんですけども、一定捜査される方に情報提供も含めた形で何件か、不法投棄を検挙するための一つのお役立てにはなったのかなというふうなところではございます。

以上です。

○議長

下中君。

○11番

少しあれですねけど、実際何件か映っていたということ、事実ですのでね、こういうことが映らないほうが一番よろしいですねけども、今後ともいろいろとやっていただきたいと思います。とにかく週1回のパトロールの強化、そして自治会の連携の強化、そして来訪者に対する啓発活動、これをしっかりやっていただきたいと思います。

この件については結構です。

以上です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

下中議員の大きな2点目、相互応援協定の締結についてについて答弁させていただきます。

質問の中で3点、項目、頂いておりますので、まず、1点目の御質問にお答えいたします。平成30年8月に高知県須崎市と災害時における相互応援協定を締結いたしました。締結以降、幸い双方において大きな災害もなく、協定に基づく相互応援要請事例はございませんでした。また、防災、減災に関しましての情報交換や交流事業についての実施もしていない状況でございます。

続きまして、2点目、3点目の質問に併せてお答えさせていただきます。以前の御質問にもお答えいたしましたとおり、兵庫県三木市につきましては、現在つながりを見いだせず、締結に向けた打診を行っていない状況でございます。また、関ヶ原町との締結につきましては、自治体間の連携協定について打診を行いましたが、関ヶ原町は多方面との交流があり、締結については考えていないとの回答がございました。

今後は議員の御提案もありましたように、自主防災組織連絡協議会の研修先としてつながりをつけるなどし、災害時に備えて有意義な内容となる市町村との相互応援協定が締結できればと考えております。併せて、民間企業などとの防災協定についても従来同様、精力的に締結に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

順次再質問いたします。

まず、初めに30年に締結をされた後、須崎市とですね、実際大きな災害もなかった。そのとおりで、ちょっと台風がよく似たコースに来て、どちらからも応援にも行けなかったということがあったと思いますねけども、それ以外これという交流もなかったということですねけども、協定書はどうなっているのか知りませんねけど、確かに緊急時、応援とか復旧活動に参加する、これは当然ですねけども、平常時でもやはり年1回ぐらいね、防災について、減災について話し合うような機会があればいいのかなと私は思います。それが全然なかったということですねけども、これね、どういうことでそうなっているのか分かりませんねけど、一つはこの締結が下からの積み重ねがない状況で結んだのではないかとこのように思われますので、その点だけ一つ留意していただ

いて。これね、須崎市との交流について、現在も締結は解消してませんわな。締結中ですわな。だから、今後ね、またこういう機会があれば再開されるのか。再開というより初めてですわな。協定どおりに年に1回ぐらいでもそういうような話合いが、交流の場を持つべきと思いますが、その点はどうですか。今後、いやいや、まあ、これやったら4月の10日に1回話、しようかというようなことのようにね、そういうような具合になっていくのかどうかだけ一つ、お願いいたします。

それとね、2番、3番、よく似た話ですねけども、これ、私の持論ですねけども、この防災協定を結ぶのに近畿地方、近くで一、二件というふうに前にも以前申し上げました。特に今は我が平群町から西で一つ、東で一つというような具合が一番いいのではないかとということで提案いたしました。そしてその西が三木市です。これ、三木市はもう課長も御存じやと思いますけれども、兵庫県の防災拠点づくりの県の施設が立派なのがありましてね、そういう町です。何ととっても、うちよりかなり面積も広いし、人口も多い町ですねけども、それとね、これ、三木市ね、アメリカとかオーストラリアと姉妹都市とか友好都市を結んでおられる町ですね、これね、この町はね。

そういう町といかに我々が手を結べるかというのはこれから課長の手腕にかかりますねけども、何とかね。関ヶ原町は締結は考えていないという返事であったということで、関ヶ原町は大概いろんな方面でいろいろとされておりますので、今後とも再度していくのは難しいと思います。それは確かですねけれども、三木市についてはもう少し考えていただいて、積極的にこちらから働きかけていくというような段取りができたなら一番ありがたいですねけども、その当時ね、他の市町村の状況も調査しながら広域的な防災協定の締結に向けて取り組んでいきたいという答弁でありました。だけど、先ほど課長のほうから、三木市とはそういう連絡も何も取っていないということでもありますけれども、この2番についてはね、三木市はやっぱ本当に危機管理では優秀な町ですので、何とか提携が結べたらいいなと思いますのでね、再度こちらからでも言っていく、いろんなことで積み重ねていくということをしてほしいと思いますねけども、その点はどのように考えておられるのか。

これ、2番と3番、一緒になりますねけども、3番目、いろんな町がおじゃんになって駄目になるということもありますねけども、何か新しい都市があれば一番ありがたいですねけども、一つは、たまたま西脇町長と誰かが知り合いで手を結ぶと、これも一つですねけども、こういう応援協定については、やっぱり事務者レベルの下からの積み上げも大切だと思います。だからね、その点も十分踏まえてね、今後どういう町がいいのか分かりませんが、どこか、

私、一つは東で、西で三木市と言うてますねけども、東のほうでね、滋賀県でも東海地方でも結構ですねけども、あればいいかなと思いますねけれども、この点についてはまだもう少し研究も進めていきたいということですねけども、実際のところね、何ぼか腹案でもあればいいのですねけども、何かその辺のちょっと見通しでもあるのかなのか、それだけお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず1点目、三つ再質問いただきました。

まず須崎市との交流事業をやってないと答弁しまして、再開してはということでございます。今までできてないんですけども、今の状況、コロナ禍という中でなかなか事業を行うのは難しいかなというのは正直な感想でございますけども、同時に本町の場合、財政が厳しい状況でもありますので、新たな事業は大変難しい状況にもあります。ただ須崎市とは既に協定を締結している団体というふうには認識しておりますので、今後ですね、現段階におきましては議員から提案のあったことを認識し、どのようにしていくかというのはまた考えていきたいというふうに思っております。

それから次に、三木市との協定についてということですけども、この三木市につきましても、議員おっしゃったとおり、以前に自主防災組織の県外研修で行かせていただいた市というふうに伺っております。私はちょっと行っておらないんですけども、阪神・淡路大震災の教訓を生かして県がやってるらしいんですけども、三木で総合防災公園というのが建設されておるということで、陸上競技場のスタンドの下に救援物資が物すごく備蓄されていると。東日本大震災のときに持っていかれたようなことも聞いて、なかなかそれなりの思いを持った兵庫県でありますので、やられてる町ということで、直接三木市が運営されてるということではないようにも伺っております。その中で海外とも締結されてるようなことも見ましたら書いてるということも伺っております。平群町とどの辺が釣り合うのかという、もう大変難しいところでございますけども見本にはなるんだろうなというふうに思っております。つながりが見いだせないということであるんですけども、現在はそういう状況ですけども、再度三木市を見てみて、平群町と何か教訓になる、勉強になるところはないのかも含めて、再度見ていきたいというふうに考えます。

あと、今後の協定の見通しとおっしゃったかなと思うんですけども、特に総務防災課的には防災という観点で見えていきますと、特に今どこの町とというふうな思いを持っておりません。議員おっしゃるとおり西と東、ある程度の遠く

ない距離のところであればいいかなという思いは持っておりますけども、若干、須崎市につきましては遠いかなというイメージを個人的には持っておるんですけども、三木市程度、その辺のくらいの距離の中で何かあれば、またちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

下中君。

○11番

須崎市とはまた折を見て、再開していくということですねけども、今こんな時期ですので難しいと思いますけども、できたら1回ぐらいそういう会合を持っていただくようお願いしたいと思います。

それと三木市とは、いろいろと川西課長も調べられて、大変な町やなということは分かります。どんなつながりがあるのかということもあって難しいところがありますけどね、これは再度考えて見ていきたいということですねけども、大いに期待します。確かにね、県の施設であって三木市の施設がないので、なかなか三木市自体がどのような動きされてるのか分かりませんが、やはりそのような中核市としてやっておられる、そういう町であればいろんなことがね、学ぶことが多いと思います。何か向こうは危機管理課という課も設けてやっておられるということですねけども、再度考えていきたいということですねけども、できるだけ、どこかからどういう取り口があるのか分かりませんが、これはよろしくお願いしたいと思います。

それとね、最後、新たな都市との連携ということでは有意義な関係のあるところを探していきたいということですねけども、なかなかこれ、一言で言うて、いやいや、どこぞの町がいいとかいうようにはいきません。昨年か今年か知りませんが、斑鳩町と三郷町が大阪府の熊取町と提携されました。どんな関係でそうなったのか知りませんがね。別に、だから我々も熊取町とせよというのではないですねけども、そういうのはどんなつながりでやったのか、下から積み上げでやったのか、首長同士の知り合いであったのか知りませんがね、そういうこともありました。

そこでね、私、一つ提案させていただきます。これは最後、町長にもちょっとお聞きしたいですねけども、今、楠木氏の何かつながりで、河内長野市といろんな面でちょっとした付き合いがある、つながりがあるというように伺っておりますねけども、その点、西脇町長としては、河内長野市が最適かどうかは知りませんがね、その辺はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、下中議員さんの質問にお答えさせていただきます。

自治体間の連携、また協定につきましては、災害協定だけではなく、両自治体間での相互応援協定については有意義であるというふうに考えております。災害協定にはかかわらず、相互応援協定は両自治体間の一定の交流や関連事項がないと、なかなか相手方の考え方もあり、町の意向だけでは交流するのは大変難しいように思っております。今回、提案を頂きました河内長野市につきましては、今現在、楠公さん、楠木正成の大河ドラマの誘致協議会で平群町もゆかりの地であることから、河内長野市との、平群町も協議会の会員であることから打診は行っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

下中君。

○11番

確かにね、今、町長言われたように河内長野市とはいろんな付き合いがあるということで、同じ会員であるということで、その辺もかなり有利な条件だと思います。その辺を十分に利用すると言うと語弊がありますがけれども、その辺をきちっと一つずつ積み上げていっていただいてね、最終的には握手ができるというふうになれば一番結構かと思えます。

それと、今、西脇町長言われたように、災害協定だけでなく、いろんな提携もあるのは大事であるということですねけれども、これは先ほどの三木市との協定についてはさらに踏み込んで、こちらからでもいろいろとアタックしていただきたいと思えます。これはよろしくお願ひしたいと思えます。

それと最後に言われた全部白紙に戻す、また三木市でもするということですねけれども、河内長野市とも何らかの関係があるということですのでこの辺も、距離的にも近いということもあって、いい提携先かなと私は思えます。その辺も十分踏まえてね、今後ともきちっと、この点もね、やはり下からきちっと積み上げていっていただいて、そこには両首長の信頼関係もありますので、その点は今同じ協議会で一緒になってやっておられるということでもありますので、そこは間違いなくきちっとやっていけると私は思えます。そういうことでもありますので、相互応援協定については、三木市についてはきちっとやっていく、また河内長野市についてもきちっとやっていくということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

1時15分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 11時46分)

再 開 (午後 1時15分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号2番、長良君の質問を許可いたします。長良君。

○2 番

先般通告いたしました2点について御質問させていただきます。大きく2点あります。

1番目は、令和3年度の平群町内の学校現場の在り方についてです。令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響から、学校現場では様々な問題が生じたことと思います。時系列に沿って振り返ると、3月の卒業式、4月の入学式なども3密などの観点から今までどおりのセレモニーができず、新年度が始まり、充実した生活が始まると思った矢先に休校となり、生活リズムが安定しない日々が続きました。学校が始まって夏休みの短縮などで、授業時間の確保をし、何とか遅れを取り戻すために、集団活動などの特化した行事を縮小、中止などで何とか進めていることが現状と感じます。本当に学校現場での御苦労がひしひしと感じられます。年度終わりまであと3か月ほどですが、日々の予定が粛々と進んでいくことを心から祈っております。

私は平群町議会議員となり、一般質問で度々、学校現場の在り方を中心に質問させていただきましたが、近年の状況を鑑みて、子どもの観点から考えますとGIGAスクール構想、ICT教育の充実など、新しい勉強方法を取り入れ、学習していくこととなりました。また、教育者である先生方にとりましては、働き方改革などの観点からスキルアップをするための時間確保など問題が山積していると感じます。私は教育現場での充実を図るためには、この地域に合った体制づくりを構築し、若い世代の人々にここで子育てをしていくことが安心、安全と感じていただき、ボランティア活動をしていただいている人生の先輩方

に手伝っていただくことが現場での充実につながると考えます。

そこで、質問させていただきます。来年度の学校運営において臨機応変に対応し、不測の事態が発生したときに対応できるように準備をし、大きな行事、子どもたちにとっての思い出づくりが中止、縮小などにならないような施策を準備しているのか、お聞かせください。

続いて、2点目です。令和3年度の一般会計についてです。本町の令和2年度の予算は一般会計総額66億9,000万円から始まりました。臨時会、定例会議と回数を重ね、補正予算などで予算規模は増長しています。本町の財政は、令和2年11月12日の読売新聞に記載されたように、実質公債費比率、将来負担比率、基金残高比率など、あまりよい状況ではありません。前年度決算においては改善している傾向になりましたが、予断を許さない傾向が続くと考えます。

今年度はコロナウイルス感染症の影響により、国からの補正予算などで本町で必要と思われる備品購入などを行い、住民の生活に不安を与えることのないように努めていけているように感じます。ただ、このままでは本町のよさをアピールし、自然豊かな町、平群町をアピールするには少し物足りなさを感じます。

そこで、質問させていただきます。コロナウイルス感染症の影響から来年度の歳入については大変厳しいものと考えます。歳入の部門で町税の推移、予測など、また徴収率などをお聞かせください。

続いて、他の税収の動向をお聞かせください。

次に、歳出についてですが、公債費など重くのしかかる財源が必要となり、近年の時勢に瞬時に対応できない予算配分となる傾向にならざるを得ないと感じますが、町長としての方針をお聞かせください。

今回の質問は読売新聞で「町財政が重症警報」と報じられましたが、魅力ある平群町に改善するためにも大変よい転換期と考え、まちづくりの改革を試みることにより町民の皆様に安心、安全な町と喜んでいただき、人を呼び込むまちづくりの一步と考え、質問しました。御答弁をお聞かせください。どうぞよろしく願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、長良議員の1項目めの令和3年度の平群町内の学校現場の在り方についての御質問にお答えをいたします。

1点目の来年度の学校運営で臨機応変に不測の事態が発生したときに対応で

きるよう準備し、大きな行事が中止、縮小とならないような施策を準備しているのかとのお尋ねでございますが、現在、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大が懸念されており、来年度の状況が見通せない状況であります。そのため、町の校園長会におきまして、今後の感染状況を注視しつつ、今年度及び来年度の学校、園の行事やスケジュールに関して文部科学省、また県の教育委員会からの通知などに基きまして、様々な事態を想定してシミュレーションを行い、対応策の検討を重ねているところでございます。

教育委員会や学校といたしましても、修学旅行や体育祭などの大きな行事は子どもたちにとりまして大切な学校生活の思い出であり、大事なことと認識しております。可能な限り何らかの形で実施できるようにと考えておるところでございます。いずれにいたしましても、現下の新型コロナウイルスの感染状況を注視し、第一義的には児童・生徒、教職員の健康と安全、安心の確保を最優先とし、保護者への理解や協力も求め、連携して、協議を重ねていきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

長良君。

○2番

ありがとうございます。令和2年度は本当に大変なことで、子どもさんを預かる学校教育現場、本当に大変やとひしひしと感じております。私の子どもも小学校へ行ってもやはりいろんな形で、掃除や清潔にということで、大分神経を使ってる先生方を見ると、家でよく言うてます。これからも細心の注意を払ってですね、いろんなことを想定されて御苦労なさると思いますけども、どうぞよろしく願いいたします。

再度、もう一つだけ再質問させていただきます。具体的に検討していることや決定していることはありますか。お答えをお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えをさせていただきます。

現時点での検討段階ではございますけれども、卒業式、そしてまた入学式につきましても、新型コロナウイルス感染の収束状況が見通せないために、今年実施しました開催方法で来賓の全ての方々の出席を控えていただき、規模を縮小して時間短縮での開催を想定しておるところでございます。また、修学旅行につきましても、実施の時期、そしてまた旅行先の見直しなども検討しており

まして、今、各校で旅行会社と協議を重ねているというような状況でございます。その他の行事につきましても、今年度の実施状況の経験を生かして円滑な学校運営が図れるよう、さらなる検討を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

○議 長

長良君。

○2 番

ありがとうございます。

最後に教育現場の方々の御苦勞はたくさんあるのはよく感じてるんですけども、一つだけお願いがあるんですが、平群町の教育現場、大変なのはよく分かってるんですけども、ほかの市町村の教育現場も同じようにやられてると、どうしても町民の方々、ほかの町の方々の生活環境とお比べになってしまいます。そこら辺のときに、我々行政側、預かる身として細心の注意を払って、最後に平群町に住んでいただいている人たちが喜んでくれるやろうと思うような施策を打ち続けていただけるように、どうぞ、申し訳ないですけど、御苦勞なのは重々承知してはありますが、どうぞよろしくお願ひします。

この質問はこれで結構です。ありがとうございます。

○議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

税務課長。

○税務課長

それでは、大きい2点目の町税の新型コロナウイルス感染症の影響についてでございますが、国の地方財政計画が毎年1月から2月頃に発表されます。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響等による地方税の状況がまだ示されてはおりませんが、町税につきましても非常に厳しい状況になると考えています。近年の予算額、決算額をベースに新型コロナウイルスの影響を加えましての予算編成を行っておりまして、今現在の試算では町税全体で令和2年度予算より約3,900万円のマイナス、2%の減収を見込んでいます。

また徴収率につきましても、令和元年度の町税全体の徴収率は98.3%でございましたが、徴収猶予の制度もございまして、令和2年度の徴収率を伸ばしていくことは厳しいと考えています。いずれにしましても、今後示される国

の地方財政計画に合わせまして町税の推移を見ていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、政策推進課より、令和3年度の一般会計についての他の税収の動向と歳出について、併せてお答えいたします。

令和3年度予算については、各施設の維持補修費や社会保障費である扶助費の増加、駅周辺整備事業の保留地処分に係る損失補償金への対応、また公債費負担が財政を圧迫している一方で、少子・高齢化や新型コロナウイルス感染症による町税収入や地方交付税等の減少が見込まれ、非常に厳しい予算編成を余儀なくされております。議員お述べのとおり、このように毎年度、厳しい財政状況であることから、この硬直した財政構造を克服し、魅力ある平群町に改善していく必要があります。今回、奈良県より重症警報が発令され、平群町としても大変重く受け止めているところであります。

本町はこれまでも様々な機会で、財政状況を説明し、財政健全化の取組について、住民の皆様のご理解、御協力をお願いしてきたところでありますが、今回の重症警報はこれまで以上に財政健全化の取組を推進する契機と捉え、県とも十分に協議を進め、実効性のある新たな財政健全化計画を策定してまいります。今、財政の健全化が喫緊の課題であり、緊縮型の予算編成となりますが、限られた財源の中でいかに町民の皆様のご期待に応えていくのかを念頭に置きながら財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長

長良君。

○2番

ありがとうございます。今回12月のこの一般質問で、僕は最初、今、先ほど一般質問の通告させていただいたときに読ませていただいたように、やはり、まちづくりの中で最初の駅前事業や財政負担に重くのしかかるいろんな事例があることだというふうに感じてます。ただね、行政にとって皆さんに喜んでもらう施策をと思い、今までの歴代町長も大きな箱物、いろんなものをつくってこられて、お金をつくりながら進めていこうやないか。町民の皆様方に喜んでもらうやないかというような形でとってきた政策やと思います。その中でお金のやりくりほど大変なのはよく分かります。

その中で12月になぜこんな質問するかと。この1月、2月、3月、進むに当たって、次の令和3年度に皆様方に、町民の方々にお示しする前に、皆様、今、一生懸命考えていただいていると思いますけれども、いい形でその必要、ちょっと我慢してもらおうと、先ほどの馬本先生や植田先生の質問やないけど、たくさん町民の皆さん、要望、夢、あるんです。その中で何とかして組みながら町民の方々に喜んでもらう予算執行の準備をこの3か月一生懸命やっていたかくことやと僕は確信しています。だからこそ皆様方の御提示している予算、いろんな議案、全てそのとおりやと思って、信じて、手を挙げ、賛同させてもらっているつもりであります。

どうか、この1月、2月、3月、3月の次の議案書出てくるまでに一生懸命シーリングしていただいて、町民の皆さんが住んでよかったなと思っていただけますような予算書づくりを次につなげていただいて、僕の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうぞ頑張ってください。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長

それでは、長良君の一般質問をこれで終わります。

1時45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 1時33分)

再 開 (午後 1時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号5番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○5番

それでは、先般2点にわたって通告をさせていただいております。

まず1点目、水田、稲作の保全について。水田、稲作は1970年から政府が行った減反政策により大きく減少をいたしました。その後、農業経営者の高齢化など様々な要因があり、平群町でも水田が年々減少してまいりましたが、平群に住んでよかったと思える愛すべき田園風景が今もなお残されてまいりました。

しかし、今年の夏はウンカの大発生で多くの水田が被害に遭いました。農家

の人々の嘆きを聞きました。「もうあほらしくて米を作るのはやめや」「米は買ったほうが安くつく」と。米作農家がウンカショックで稲作から撤退をする、こういった人が増加するのではないかと心配をしております。これ以上水田を減少させることは避けなければならないのではないのでしょうか。

稲作水田の果たすすばらしい役割は見過ごせません。日本人の大事な主食を守る、このことはもとより、水を保全し、ダムの役割を果たす水田。そしてまた洪水を防ぐことや生物の多様性の保全や、気温を下げる、水の浄化をする、美しい風景を与えてくれるなど何物にも代え難いすばらしい宝物を私たちに与えてくれていると思います。地球環境を守る貴重な資源であります。水田、稲作を継続する農家は著しく減少してきましたが、今なお棚田を守り続けている人たち、そして市街化区域でも耕作を続けている人たち、耕作できなくなってしまった高齢者の田畑の耕作のお手伝いをしてくれる地域の温かいつながりなどによって、守り続けられる水田、稲作であります。今以上にこの水田耕作地を減らさない、せめて今、残っている貴重な棚田を守る、平群町の緑を守ることにつながります。美しい田園風景を守るという観点からも水田、稲作農家にぜひともエールを送り、水田、稲作の保全をしていくことについてのお考えを伺いたいと思います。

1点目については、具体的な1点目は、現在、水田で稲作をする農家の件数、耕作面積はどれぐらいありますか。

2点目、この夏のウンカ被害を受けた稲作を耕作している農家の件数、面積、収穫量など、お伺いします。

3点目は、上の2点目について、町が把握をしておられる農家の生の声、そして対応はどのようにされているのか、お伺いします。

4点目、今後の水田や棚田を守るための施策のお考えをお伺いします。

5点目、市街化区域での稲作耕作地の固定資産税の減免制度などの導入についてお伺いします。

6点目、美しい田園風景〇〇選。これは10選とか20選とか100選とか、こういった選出、そしてまた紹介、写真展などで町内外に発信をするお考えはないのか、お考えを教えてください。

大きく2点目です。子どものインフルエンザ予防接種に助成を。本年は新型コロナウイルスの感染拡大とインフルエンザ流行の重複感染を防止をするために、高齢者の皆さんに対して自己負担を無料とする措置が取られたことについては大変英断であったというふうに評価をさせていただきまして、来年にもぜひとも継続されることを求めてまいりたいと思います。

さて、インフルエンザは統計上、毎年1,000万人ぐらいが感染をし、感

染者の40%程度が15歳未満の子どもさん、65歳以上は約15%。毎年11月の末頃から流行が始まり、翌年1月から3月頃まで続くと言われていました。子どもから高齢者への感染が広がっていくのは当然のことです。子どもでは罹患しても軽く、改善するというのが多いのですが、重症化をし、肺炎やインフルエンザ脳症を発症することもあります。入院が必要になることや死亡することも高齢者においてはかなりな高率になります。このことから、小児、学童の罹患を予防することは子どもたちの健康を守ることはもとより、高齢者の感染を防ぐことに大きくつながっていくと考えられます。

また、感染予防上最も有効とされているのは予防接種です。しかしながら、今この接種にかかる費用は大変高額でありまして、1回3,000円から5,000円ほどかかります。13歳以下については2回接種が必要で、1人につき2回接種すると6,000円とか1万円もの負担がのしかかってきます。これについては、非常に若い世代については大きな負担となりますし、多子世帯にとってはなお厳しいものになります。接種させたくても費用負担ができなくて接種できないというそんな家庭が少なからずあります。お金のためにインフルエンザを予防できないという悲しい現実をつくってはいけないと考えます。高齢者への感染を防ぐ観点からも子どもの接種費用の助成は大変有効と考えますが、いかがでしょうか。コロナの流行が収まる、収まってほしいのですが、収まるか収まらないか、いずれにしても子どものインフルエンザの予防接種費用に対して行政としての助成をすることを来年度に向けて検討、実施をしていただきたく、見解を伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、稲月議員の水田、稲作の保全についての御質問にお答えいたします。

質問の一つ目でございますが、町内で水田を所有している農家は525戸ありまして、そのうち主食用水稲を作付している農家数は227戸であり、耕作面積の合計は約60ヘクタールでございます。

二つ目の質問でございますが、今年度のウンカによる当町の被害については、水稲共済の引受けデータによると、31戸の農家に対し、5.1ヘクタールの被害があったとのことです。これは水稲共済制度に加入している農家における被害であり、制度に加入していない方や申告しなかった農家の方の被害は入っておりませんが、町独自で被害面積等は把握しておりません。

三つ目の質問の農家からの声とのことですが、職員が実際に聞き取った結果や共済の被害データからも、上庄、梨本、平等寺、西宮、椿井と当町の平坦部に被害が集中していると聞き及んでおります。また、奈良県の職員によると、ウンカは主に川や水路を通過して広がるとのこと、確かに被害も竜田川流域に集中しているようです。

四つ目の今後の施策についてですが、そもそも水稲栽培の経営が困難であることについては、営農規模と米価が一番の要因であると考えております。国による減反政策は今現在も進められておりますし、農協の米の買取り価格も例年減少もしくは横ばいの傾向にあります。水稲栽培のみで経営していくにはよほどの大規模で効率的に行う必要がありますし、平群町においてはそれも条件的にも、市町村単位で施策などで稲作で生計を立てるということは不可能なレベルであると言えます。よって持続可能な農業経営を行い、農地を保全していくには水稲から花卉花木、果樹、野菜などの高収益作物へ転換し、また、それを担い手へ集約していくことが重要視されており、国や県、町の施策もその方針にのっとったものとなっております。

そして、遊休農地の解消・防止する施策については農業委員会などの業務としても最重要視されておりますし、国からも様々な施策が実施されております。

農地の保全に関しては、議員のおっしゃったような農地農業施設の多面的機能を維持または長寿命化するため、集落ぐるみで取り組む多面的機能支払交付金制度など各種補助制度がございますので、それらの活動を町としては積極的に推進しており、多面的機能支払制度については、現在町内の八つの団体により約120ヘクタールの農地において実施されております。

次の五つ目の質問の税に関することは後ほど税務課より答弁いたしますが、市街化区域については、市街化を進める地域として人口増を図るためにも宅地化を誘導することが重要な施策であり、市街化区域農地を恒久化するような施策は土地利用計画に相反するものと考えます。

最後に六つ目の質問についてですが、美しい平群町の風景などの発信としては、現在、平群町観光ホームページという特設サイトを作成、運営しており、情報を発信しているところでございます。例えば福貴畑地区における桃源郷や、そのほかの農業集落の田園風景などもそのホームページに掲載されておりました、今後もそれを通じて情報を積極的、継続的に発信していき、それ以外の手段についても調査、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、五つ目の市街化農地の固定資産税の減免制度の導入につきまして
はですね、減免制度につきましては、災害など担税力の減少等の納税者の個別
的な事情を考慮して減免するものでございまして、特別にこの市街化農地を対
象に減免制度の導入をすることはできません。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。再質問をさせていただきたいというふうに思います。

要するに、今の平群町では水稲に対して特別何かを、特別な施策を講じて水
稲面積を、今、取りあえず維持をしていくというふうな、私はそのように提案
をさせていただいて、そのように考えるわけですがけれども、そういう考えは全
くないというふうに私は御答弁を聞いてて、感じたところであります。

どれだけ緑を守る、そして水田の効能ということで、少し最初の質問のとき
に述べさせていただいてますけれども、非常に大きな役割、水田の役割とい
うのもあるというのはね、国も当然、今、認めざるを得なくなってきたて、そこ
は残していきたいというふうな方向も持ってるわけですね。片方ではなくして
いこう、なくしていくというか、もう稲作というのはやめさせていくような方
向をずっと取り続けてきたわけですがけれども、棚田の保全ということでね、非
常に法律を新たにつくって、いろんな、非常に、それを使うに当たっては読ん
でもよく分からんようなことがたくさん書いてあったから、これは法律に基
づいて事業を実施していくことというのは非常に難しいんやなっていうのは読
んでて分かったんですけどもね、それを平群町でするというのは不可能やとい
うふうに私は思ってるんですけどもね。そういうことをして、何らかの形でそ
ういった日本の原風景というそのものを残したいというのは国の施策としても
ね、やっぱり今、考えざるを得なくなってるというのはあると思うんですよね。

平群町は大都市に本当に隣接をしている、近い、1時間で大都市に行けると
いうような、その地の利のよさ、こういうところでいまだね、やっぱり棚田が
残ってるというね。すごく大事な、今までやっぱり農家の人たちが頑張り、そ
れも町も行政としてもやっぱり頑張り、皆さんが頑張ってきた結果が今の
状況を残してきたというふうに私は非常にうれしい現状であるし、これをとに
かく今の状態、もう極力減らさない、減らさないような何かをしていかへんか
ったら全くなくなってしまおうというおそれがあるということを特にこのウンカ
の被害が出たこの秋に感じたところなんです。

やっぱり、農家の方たちがウンカ、これはなかなかね、人の手で避けられなかった被害やというふうに思うんですよね。中国からたくさんのウンカの発生をしたものが風に乗って日本に飛来をしたという、その結果生まれた、被害が発生をしたわけでね、そういうところ辺で今まで頑張ってきたけど、もうこんなんやったら嫌やというふうな思いを随分されてるなというのを感じたところなんです。それとともに、イノシシの被害も合わさって、かなり悲しい現状に遭われたというのがあるんです。やっぱり、この機会に水田の保全の問題を、いろんな環境問題、地球環境の保全をしていくという、ここは非常に大事なところやと思うんですけども、それと併せてね、何らかの特別な水田保全の施策を私は考えていただきたいというふうに思って、この質問もさせていただいたんですけれども、今、私が尋ねる述べさせていただいたことに関しては、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

先ほど述べましたように水稻栽培、もう1回ちょっと言いますと、議員言われたように米は買ったほうが安くつくという状況にあるのは確かです。農家の立場からするとですね、景観のために農業をやっているわけでもない。その経営のためには、むしろその水稻栽培より営農意欲がある農家であれば、高収益の作物に転換していくということも非常に大事な話でね、米を作ることが悪くないんですけども、ただ、米から、いわゆるそれ以外の野菜だとか花卉栽培にしたからといって自然が破壊されるわけではありませんし、我々の立場としては、農地としては保全していこうという立場です。

ただし、議員が言われた市街化区域については、もともとそういう目的ではないとは言えると思います。やっぱり人口増を図るということであれば、やはり市街化区域の宅地化というのは大切ですし、あるいはこの数年のこの役場周辺、平群駅周辺を見ましても、小規模な宅地造成が幾つか水田から転換されていて、非常に住宅としても売行きがいいというようなこともあってですね、そういったふうに土地利用を誘導していくことも大事だと思います。市街化調整区域、農振農用区域というような、農業を一生懸命やっていただきたいところについては、先ほど言いましたようにできるだけ高収益の作物に転換して、営農で生活ができるというような形、営農が難しくなった方についてはその農地を誰かに貸していただくなりして集約して、そこでまた高収益の作物を作っていただくというふうに考えております。

水田の役割ということで、例えば保水能力というようなことで、もしお考え

でしたら、ダムの役割ということもお言葉にありましたが、単に保水能力でいいますと、水稲栽培している水田よりも畑地のほうが保水力が高いというのが言われておまして、ダムの役割を果たす水田というのは、例えば奈良県でいうと平野部なんかの農地畦畔の低いような田んぼですね、さらにその畦畔の高さを上げて、従来の耕作するための水面を10センチほどかさ上げして水がためられるようにして、水田を小さなダムとして利用するというようなことはありますけども、水稲栽培を普通にしてるだけでしたら、水がたまってる状態からそこから雨が降っても、もうストレートに下流に流れていきますんで、田んぼがあるから何かすごく洪水調整になるということでもありません。やっぱり、改修していかないとその役割は果たせないということでもございますので、減反政策についてはですね、生産調整という面があります。東北なんかの水稲の栽培の大きな規模でやってるところと奈良県、あるいは平群町のように非常に小さい規模のところで耕作するためのコストも全然違いますから、そこは国の施策として水稲栽培を大規模にやっていく地域と、あるいは奈良県のように小さな規模の農地しかないところについては、できるだけそこで高収益の作物に転換していくということで、全体としての施策としてはそういうことになってるということでございます。

○議長

稲月君。

○5番

いろいろお考えを聞かせていただきました。私は何も全て稲作耕作、水田に変えてしまって稲を作ることで農業経営を全てしてほしいというふうなことは一切思っておりませんし、そのようなことは書いてないというふうに思っています。やっぱりいろんな条件で、こういう土地柄や今の政府の政策、その中でやっぱり農業として営農をしていただく中でね、やっぱり豊かになってもらわなあかん、農業で食べていける、そういうことというのは非常に大事やというふうに思っています。だから、菊の農家が非常に平群では多いわけですが、その他花卉農家、今イチゴやらブドウやらたくさん作っていただいているわけですけども、そういうことも大事にせないかん。そこをやっぱりうんと発展させてもらわなあかんというふうに思うんですけども、だけど、併せてやっぱり、自分のところの食べるだけの稲は作りたい、そして、若干の棚田米ということでね、白石畑なんかの農家の方はお米の袋に棚田米と貼った、やっぱりプレミアムをつけて、少しでもいいお値段で皆さんに美味しいお米を食べてほしいということで出荷されてるとかね、いろんな形で農家の皆さん、水稲を作ることに誇りを持ってやっぱりやっておられるというふうに思っています。

先日、鳴川のほうにも出向いてまいりました。これは奈良県の農業共済ですか、いろんな補償の、先ほど補償のことについておっしゃっていただいた、その共済のほうに出向いて話を聞かしてもらったんですけども、そのときも非常にきれいな棚田が鳴川の裏側のほうでまだ頑張ってる残してはるというようなこともお聞きしましたのでね、ぜひ見せてもらおうということで行かせてもらいました。しかし、そこでも今年はやっぱりウンカの発生が鳴川でもあったということをお聞きしましたし、いろんな、少しでも残そうということで自分たちの先祖が残してくれた土地をやっぱり大事にしてお米を作りたいということで頑張ってる農家の皆さん、やっぱりそこには私は何らかの形で頑張ってるほしいという何かそういう行政としての考えというのかな、エールをぜひ送ってほしいという思いでこれは質問させていただいています。

だから、少しね、島野課長がおっしゃってることは私は理解をしています。よく理解はできると私自身は思ってるんですけどもね、その中でも今、水田の果たす役割ということ、水の保全がそんな大したことないんやというふうなこともおっしゃったんですけども、しかし、やっぱり今やそうではないというふうに私は思っていますし、實際上、水田の役割というのは国もはっきり書いてます。そのようなことでぜひとも考えてほしい。それはお願いでありまして、今、平群町と規模は違いますが、横浜市なんかでは緑を保全をしていくということの位置づけで水田を耕作されてる方たちの農家への特別な手当てをされてるということが条例の中でもはっきり、頑張ってるやっておられるというようなケースもありますし、生駒市でも生駒市の景観を、生駒市らしさを保全しようということでいろんな町並みも含めて、伝統産業、そういうのも含めて保全をする運動、それと併せて農地、西畑地域ですかね、暗峠の近くの。あの辺でやっぱりボランティアの方たちと一緒にね、そういった人たちを応援しながら市としても計画を持って進めておられるということも近くではありますし、もちろんあそこ、明日香村なんかは大々的に歴史的なよきなんかも平群町より以上のあると思うんで、頑張ってるんですけども、そやけど、やっぱりそういうところ辺のを見習いながら、このよい地の利にあるこの地を、若い人たちがこういった田園風景、そしてこの環境、これがいいから私はここに住んでる、こんながなくなるんやったら私は引っ越しますとはっきりおっしゃった方も、町長の前で言いはった方もいらっしゃいますよね。

○議長

稲月議員、悪いですけど、質問は簡潔にお願いいたします。

○5番

そういう若い人たちも含めて、みんなが愛するこういうふるさとをぜひ残し

ていただきたい。その観点から、ぜひとも前向きに、少しでも考えてもらえるようにお願いをしておきたいというふうに思います。もうこれで結構ですので、ぜひ考えてください。

○議長

この質問、これでよろしいんですか。

○5番

はい。この質問はこれで結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、稲月議員2点目の子どものインフルエンザ予防接種の助成についての御質問にお答えいたします。

予防接種は、法律に基づいて市町村が主体となって実施する定期接種と、希望者が各自で受ける任意接種に区分けされます。インフルエンザ予防接種は現在、予防接種を受けるように努めなければならないA類疾病とは異なる努力義務であるB類疾病に属しています。しかし、高齢者のインフルエンザ予防接種はこれに該当しており、それ以外は任意接種となっております。A型またはB型インフルエンザウイルスの感染による小児の影響は中耳炎の合併、また熱性けいれんや気管支ぜんそくの誘発、まれではありますけども、小児、成人併せて急性脳炎などの重症合併症があることがあります。

令和2年度予防接種必携によると、現在、国内で用いられている不活性インフルエンザワクチンはポリオや麻疹・風疹ワクチンほどの高い発症予防効果は期待できず、感染を完全に阻止する効果はないが、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関して一定の効果があるとされています。

高齢者に関しては、平成13年度より65歳以上の住民に対してB類の定期接種の予防接種として実施しています。小児につきましては、昭和52年に定期のB類予防接種に追加され、小中学生に対して集団の予防接種を実施しておりました。しかし、小児のインフルエンザ予防接種による副反応として後遺症の残る重篤なケースが多く発症したため、平成6年1月から、保護者の同意を

得た希望者のみが行う任意の予防接種になったという経過があります。このようなことから、接種の助成については町が実施していくことはできないと考えています。

なお、今年度、季節型インフルエンザと新型コロナウイルス感染症同時流行に備えた対策として、高齢者のインフルエンザ予防接種の無償化を実施したわけですけれども、議会でも御説明させていただいてるように、令和2年度、今年度限りということで御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。その努力義務であるとか任意接種であるとかいうことは存じております。だから何も全員に無料でね、全員の方にインフルエンザの接種をするようにしたらどうやというふうに言っておりません。やっぱり任意の接種であるということでもありますけれども、やっぱりこれを受けてもまた罹患するということは現実あるということのも私も知ってますし、私の身の周りでも接種したのにかかったわというのはたくさんあるというふうに思ってます。しかし、やっぱり今なお、非常に予防するには大きな効果があると言われてますし、重症化を防ぐというそういう効果というのは確かなものやというのは医学的にも認められてるところでありますし、学校で大体はやる。学校、幼稚園、保育園、こういった集団のところでは毎年集団発生をするというのはもうみんな承知のことやと思うんですけども、そこで、もう本当に学級閉鎖、学校閉鎖まで行わないといけないような状況になってくるわけで、そこでうつった人たちが高齢者に感染させて重症化するということもたくさんあると思うんでね、やっぱりそこをまずね、やっぱり子どもの健康を守るという観点、それと高齢者にうつしていくというそこら辺から考えてね、もう少し接種しやすい状況をつくっていくというのは大事なことはないかということで私は今回質問をさせていただいたんです。

非常に高いですよ、結構ね。3,000円、5,000円、それを2回、小さい子どもさんは2回受けなあかんということでね。1回につき6,000円なり7,000円なり払って、それが3人子どもさん、いてはったらその3倍ですよ。そういうのがなかなか支出できない家庭というんかな、もうそういうところの人たちは、ほな、もういいやん、もうかかってもしゃあないやんということで諦めてはるというのが現状はあるわけで、そういう人たちが少しやっば補助していただけたら、受けて予防していく。それで高齢者にうつる機

会も少なくなっていく。

かかっても大したことないから、子どもなんかはかかったって大丈夫やというふうに安易に考えてはいけないのではないかなというふうに思ってますし、かかったときに抗インフル薬ですか、今いろいろ、4種類か5種類出てますよね。だけど、それを打ったり飲んだりしての副作用。小さな子どもさんたちがタミフルか何かを飲んで興奮状態になって飛び降りたとか何かいうニュースなんかもたくさんありましたよね。そんな今でも、だから投与しないようにとかいろいろな制限があったりとかしています。そんな中ではやはり、こういった子どものインフルエンザの予防接種に対して半額なり、何ぼなり、2,000円なりね、やっぱりそういう補助を1人当たりしていくということは大きな社会的な貢献になるし、健康保険を使って、保険料軽減にもつながっていくというふうに私は思っていますので、ぜひとも検討していく課題ではないかというふうに思いますので、これについても、答弁していただいても多分おんなじ答えしか返ってこないかなというふうにも思いますけども、もう一度お答えいただきたいなと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今、議員のほうからるる御説明ございましたけども、高齢者に関しては重症化するということも言われてますし、定期接種でもあるということで今年に限っては無料ですけども、もう来年度以降も基本的には予防接種の補助をやっていこうというふうには考えております。ただ、無償化というのは今年度限りということで、何回も繰り返しますけども、それをお願いしたいと思います。

それから、子どもさんがうつって重症化しないけども、高齢者になったら重症化するということもあります。それで、お年寄りに対しての予防接種というのが定期化になってると思いますんで、それにつきましては今後もやっていきたいと思います。

それから、できるだけ、今年度ですね、今年度コロナの影響もございましてですね、去年、今年の春からですけどもインフルがかなり少ない状況でございまして。それにつきましてはですね、やはり皆さんもコロナが怖いということで、手洗いの励行とかマスクとかをきちっとやっていただいているんで、かなり影響が出てるといことも聞いてます。その辺ですね、もうウィズコロナということで、これからはもうインフルエンザよりもコロナのほうに対策が変わっていくということになりますので、インフルエンザの予防接種に関しての子どものことに関しては、今後についてもまだ検討はできない。町では今後の補助事業

としては考えていないということで、よろしくお願ひいたします。

○議 長

稲月君。

○5 番

大変悲しい御答弁であって、聞かんといったらよかったと思ったんですけども、今後についても一切考えないというのは何とも言えんひどい御答弁かなというふうに思っていますけれども、子どもについてね、この3月までの限定ということでね、公的補助されたところというのはね、コロナ対策でもってね、近辺でもありますよね。生駒市もやってはりますよね。あちこちで、王寺町もたしかありましたね。やってるわけですよ。たまたまね、本当に私たちが、私たち国民がみんな注意をして、手洗い、それから消毒、マスク、こういう生活をする中でインフルエンザがうまく、今のところ、現実はやってないという現状がありますけども、そんなん来年どないなるか分かりませんよ。いろんなことが関わってくるからね。そんなん今後も一切というようなね、考えへんというようなことはやっぱり言うてもらったら困るというふうに思いますよね。今すぐできるというわけではないというのは理解できますし、今後やっぱり検討するというふうな方向でぜひ考えていただきたいと私は思いますが、それはもう一切考えないんですか。もう一度。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

考えないのかということでございますけども、現在のところ考えておりません。それから、近隣で王寺町さん、やられてるのは私ども承知しております。王寺町さんに聞いたらやはりかなり、同意書まで取っておられます。というのは健康被害がかなりあったということで、そういうふうなインフルエンザの予防接種を受けたことによって重症化したり、また障害残った場合については一切責任をそっちへ持っていかへんような同意書まで取っておられます。だから、そういうことまでやるということはかなりそれも危惧してる話やと思いますんで、平群町としては一切このことについては考えていかない方向であります。

以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

もうこれで最後にしますけれども、今の最後の御答弁で、現在のところは全く考えていないということで、はっきり聞かせてもらったんですけども、やっ

ぱりそれについては、経済的な問題で受けたいのに受けられない人たち、こういう人たちを本当にどうするんかということとかね、やっぱり子どもの罹患によって高齢者、その他の人たちへのインフルエンザ感染が広がっていくというようなそこも大きいと思うんでね、今後はやっぱり考えていかないという、今はつきりした、きっぱりした御答弁だったですけど、それはぜひ変えていただけるように私も言わせてもらいますし、いろいろ検討していただきたいし、いろんな情報も得ていただきたいというふうに思いまして、もうこれ以上言っても前、進まないみたいなんで、そういうことで意見を述べさせていただいて、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 2時29分)